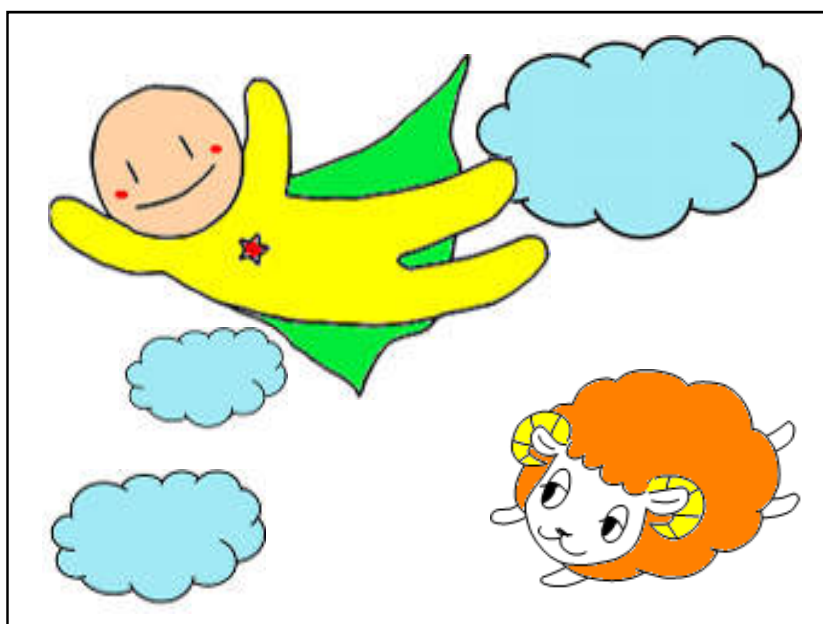


平成28年度(2016年度)

## 志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

## ごあいさつ

平成 19 年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置し、平成 28 年度で制度発足 10 年目となりました。

今年度は前安部代表が退任され、新たに圓入委員が新チームに加入された一年目でもあります。

この報告書は、主に今年度のスキッズの活動をまとめたものであり、スキッズの活動を支える相談員の方々の一年間の活動報告とも言えます。

志免町子どもの権利条例の前文にあるように、志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活を送れ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが、子どもの権利が守られている状態だと思います。そのために救済委員や相談員が少しでもお役に立てれば、という思いで活動してきた状況を報告いたします。

平成 29 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

安原 伸人

## 目次

---

ごあいさつ

### I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯 .....	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成28年度）.....	3
3 志免町子どもの権利相談室年表 .....	4

### II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動 .....	8
・28年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動 .....	15
・28年度の救済活動の状況	
3 広報活動 .....	16
4 1年間の活動概要 .....	18
5 活動を振り返って .....	38
子どもの権利代表救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	
子どもの権利救済委員 圓入 智仁	

### 資料

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・	46
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span> 人権教育学習講演後のアンケート自由記述.....	51
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span> 出張スキッズチラシ .....	53
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> 「SK <sup>2</sup> S スキッズ便り」15号・16号	

## I 相談及び救済体制

### 1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度から、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度からは志免町子どもの権利条例制定委員会を発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定しており、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが子どもの権利救済委員の条文です。条例の第 2 章では子どものもつ様々な権利を挙げています。中でも第 9 条に規定される、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく三つの特徴があります。一つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きをひとつの機関で対応されるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは子どもにとって最善の方法とはいえなくなるため、権利侵害を行った側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となりますが、勧告や是正要請の権限があることに大きな意義があります。

二つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見をまだ言うことができない低年齢児については、保護者などが代弁する方法をとることができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれて

おり、一つの部署で完結できていないのが現状です。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか分かりづらいという点もあります。そこで、18歳未満のすべての子どもを一つの機関で対象とするのは相談者からすれば分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

三つ目は、救済委員が独立した公的第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないことで、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の三点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

## 2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 28 年度)

### ●子どもの権利救済委員

平成 28 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安原 伸人	安原・松村・安孫子法律事務所 弁護士
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	圓入 智仁	中村学園大学准教授

### ●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

嶋崎 景子	平成 24 年 5 月～平成 29 年 3 月
大串 富士子	平成 27 年 4 月～
板井 和子	平成 28 年 4 月～

### ●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

### ●開室日時

火・木曜日：13 時～19 時 土曜日：10 時～17 時

### ●広報活動日

水曜日：10 時～17 時

### ●相談体制

相談員 3 名のうち原則として 2 名となるようローテーション

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告


救済委員は適宜交代で相談室にて業務

毎月 1 回子どもの権利救済委員会議を開催

### ●事務局：志免町子育て支援課

### 3 志免町子どもの権利相談室 年表



2007年度 (平成十九年度)	4月  7月  10月 11月	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加 (愛知県高浜市) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調査・調整 1件</b></p>
2008年度 (平成二十年度)	6月  9月 10月 11月 12月 2月  3月	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加 (東京都世田谷区) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演 (安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> <div style="text-align: right;">  </div>
2009年度 (平成二十一年度)	5月 6月 7月 9月  12月  1月	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員) スキッズだより 1号配布 全国自治体シンポジウム参加 (北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：救済申立て 7件</b></p>

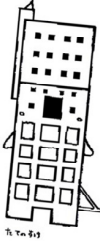


<p>2010年度 (平成二十二年 度)</p>	<p>5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&amp;座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布 ミニ講座&amp;座談会開催 (調救済委員) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員) <b>救済活動：自己発意による調整 1件</b></p>
<p>2011年度 (平成二十三 年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員) スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p>



2012年度 (平成二十四年度)	5月	シーメイトこどもまつりに参加	
	6月	ミニ講座開催 (安部救済委員)	
	7月	スキッズだより 7号配布	
	8月	町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校)	
	9月	中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員)	
	11月	子どもの権利フェスタ 2012 参加	
	12月	スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員)	
	<b>救済活動：依頼に基づく調整 1件</b>		
	2013年度 (平成二十五年度)	5月	シーメイトこどもまつりに参加
		7月	スキッズだより 9号配布
8月		夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校)	
9月		中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)	
10月		全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市)調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキッズ開始 (月1回)	
11月		子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員)	
12月		スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)	
3月		志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加 (調救済委員・事務局・相談員)	
<b>救済活動：救済申立て 1件</b>			



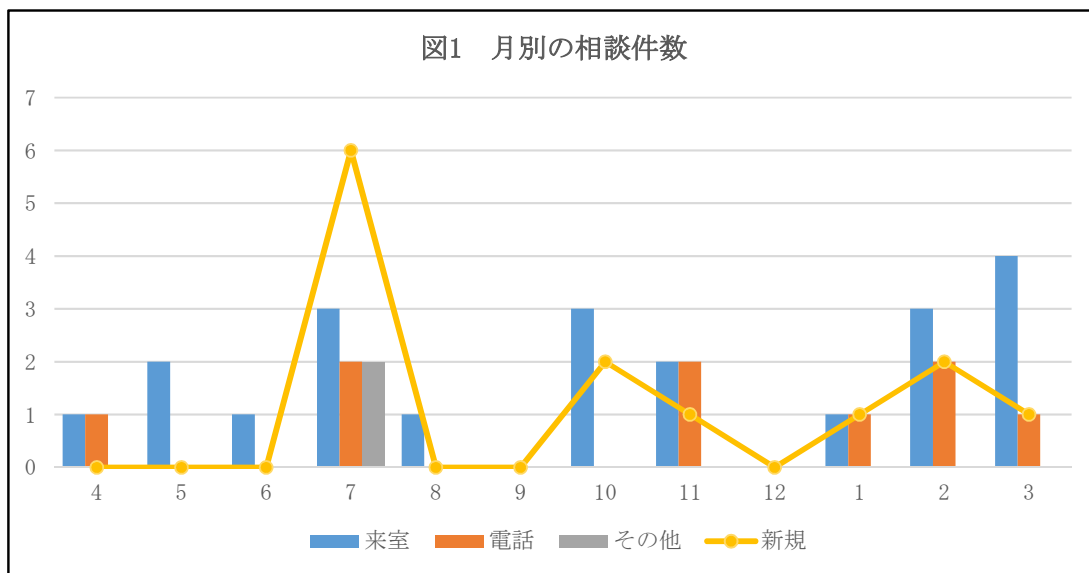
2014年度 (平成二十六年)	<p>4月 志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>5~6月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより11号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校)</p> <p>子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員・調救済委員)</p> <p>9月 中学生アンケート実施</p> <p>ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員)</p> <p>筑前町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局)</p> <p>10月 武蔵野市による視察 (事務局・相談室)</p> <p>那珂川町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ 2014 参加</p> <p>福岡県知事のスキッズ来室 (ふるさと訪問として)</p> <p>12月 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員)</p> <p>人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>1月 スキッズだより12号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>2月 毎日新聞取材 (事務局・相談員)</p> <p>3月 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局)</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	
2015年度 (平成二十七年)	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>新潟県阿賀野市視察 (事務局対応)</p> <p>6月 福岡市議員視察 (事務局対応)</p> <p>6~7月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより13号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動</p> <p>9月 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員)</p> <p>中学生アンケート実施</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p>10月 全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ 2015 参加</p> <p>12月 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>ユニセフ協会視察 (事務局対応)</p> <p>市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局)</p> <p>スキッズだより14号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	

## Ⅱ 活動報告

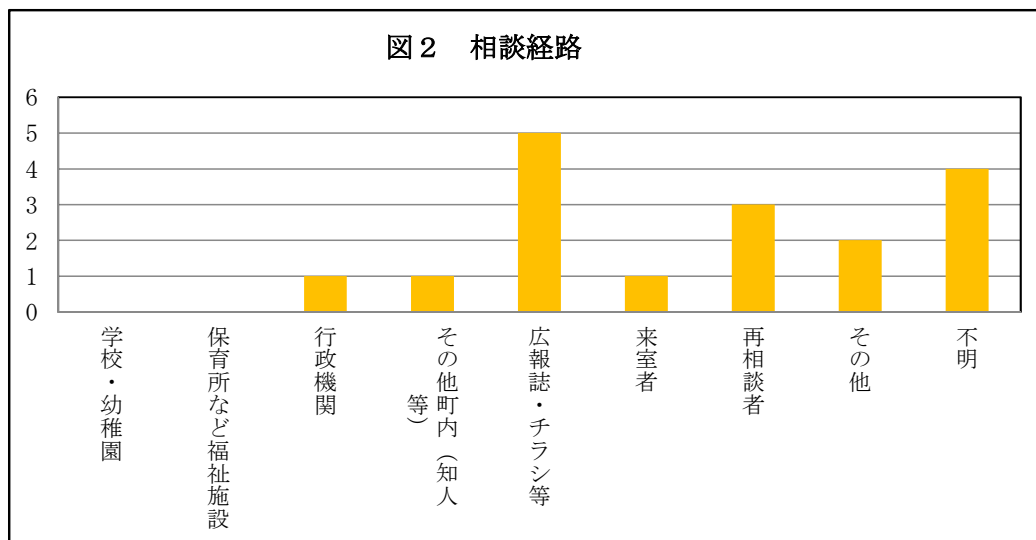
### 1 子どもの権利相談室の相談活動

#### 平成 28 年度の相談活動の状況

平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 32 件で、その内 新規の相談は 13 件、継続の相談は 19 件でした。【図 1】

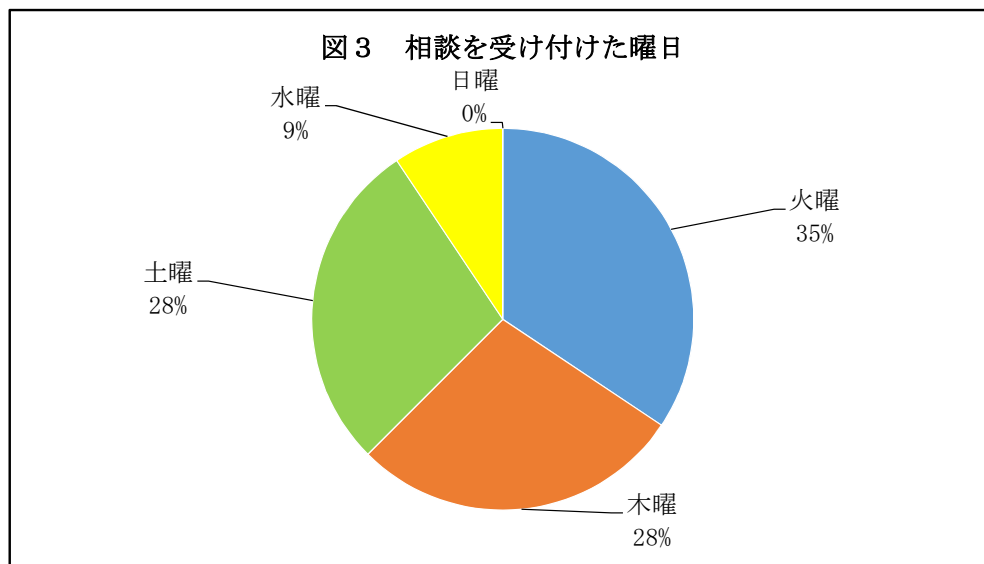


相談経路として、広報誌・チラシ等を見てと言う人や、以前相談したことがある再相談者の割合が多くなっています。【図 2】

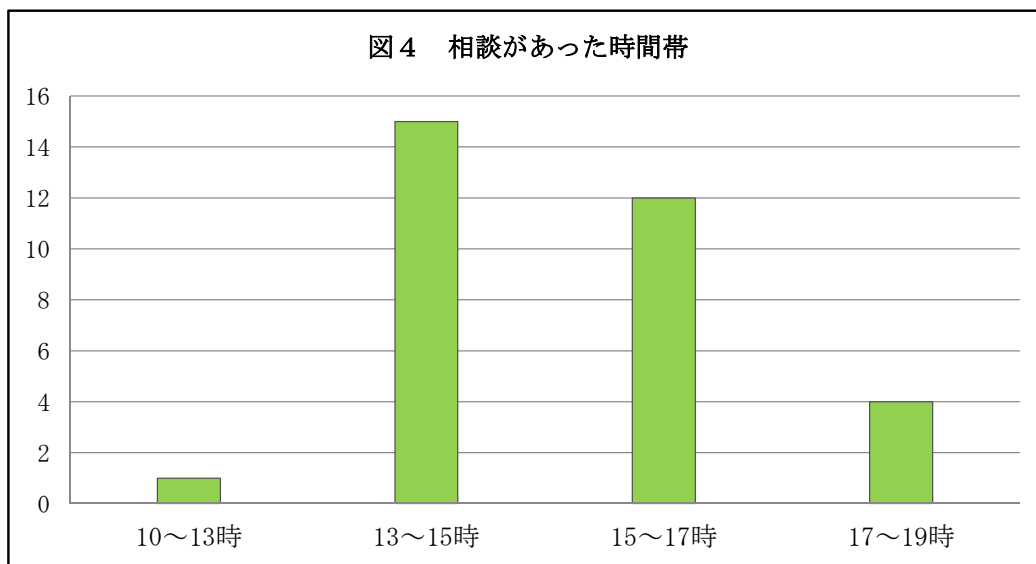


\*来室者：日頃から相談以外の目的で相談室に来ている子ども (P14 【図 13】 参照)

相談を受け付けた曜日は、全体の32件のうち火曜日が11件(35%)、木曜日が9件(30%)、土曜日が9件(28%)となっています。水曜日の広報活動日に3件(9%)の相談がありました。【図3】

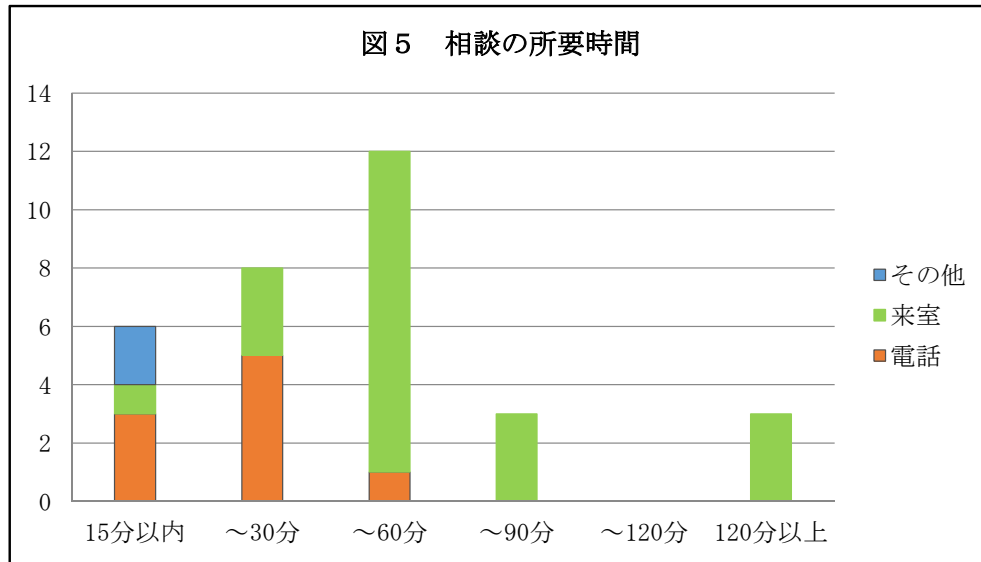


相談があった時間帯は、13時～15時が15件、15時～17時12件、17時～19時が4件、10時～13時が1件となっています。保護者からの相談の場合、子どもが学校に行っている時間帯が多くなります。【図4】

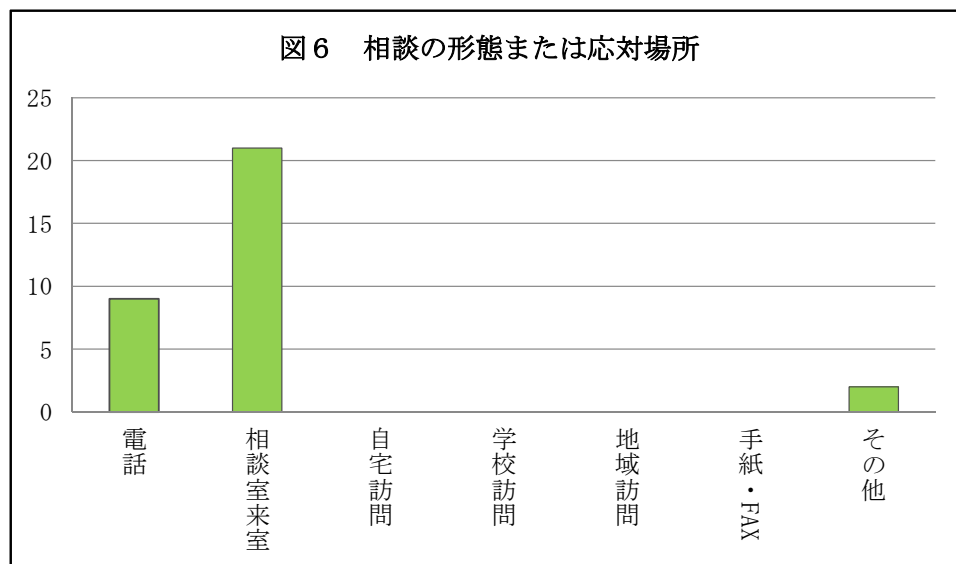


\* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なり、火・木曜日は13時～19時、土曜日は10時～17時となっています。

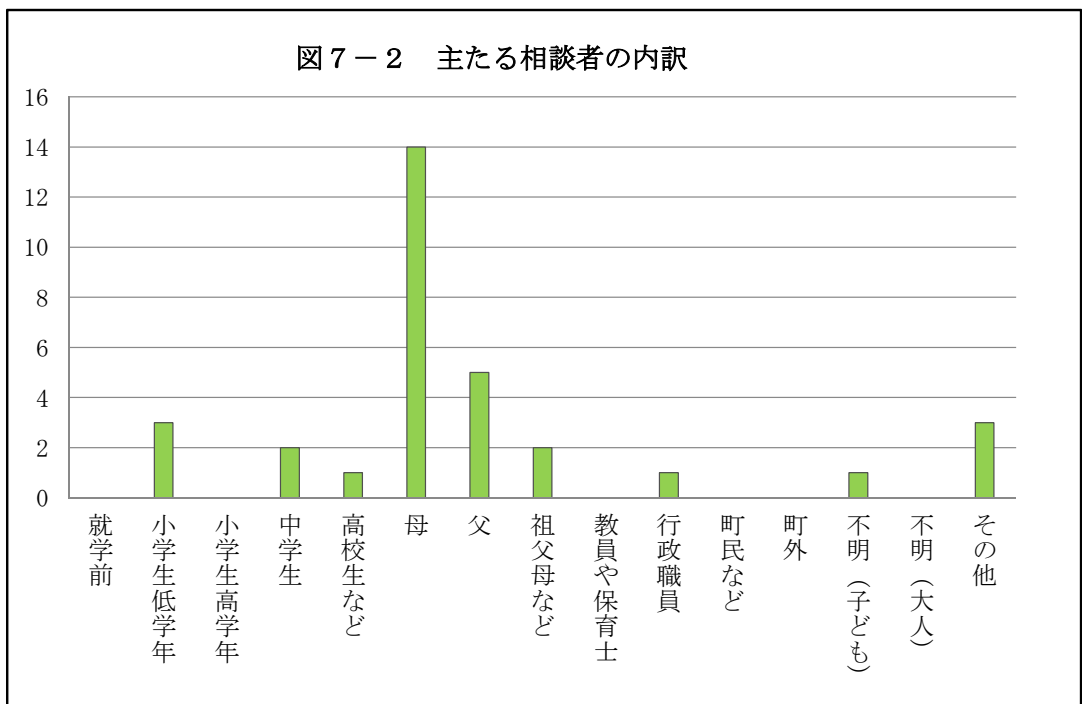
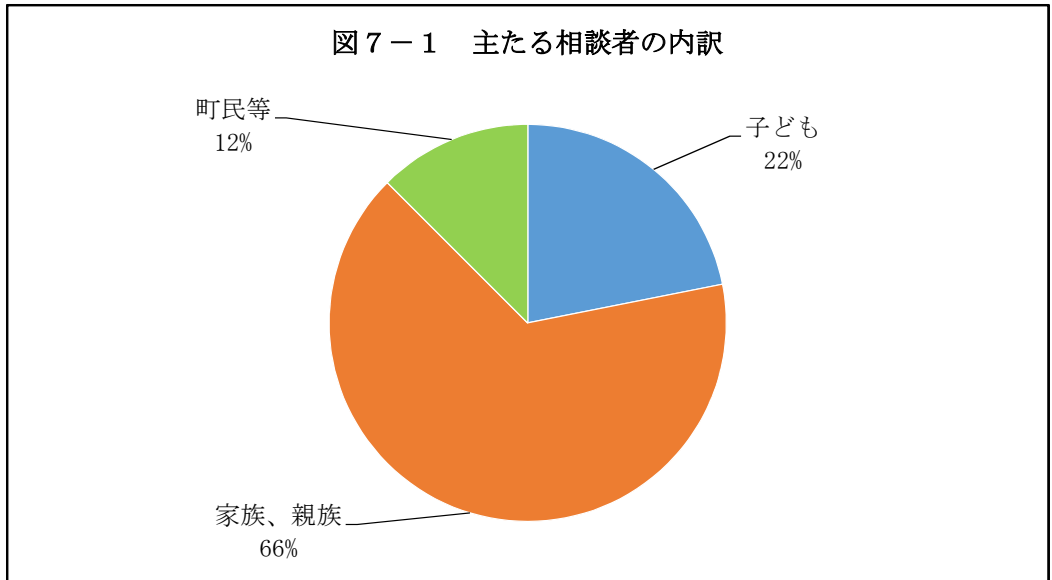
1回の相談時間は、「30～60分以内」が12件、「15～30分以内」が8件と多くなっています。15分以内は6件ですが、そのうち3件が電話での相談でした。相談内容にもよりますが、来室での相談の方が時間を要する場合があります。【図5】



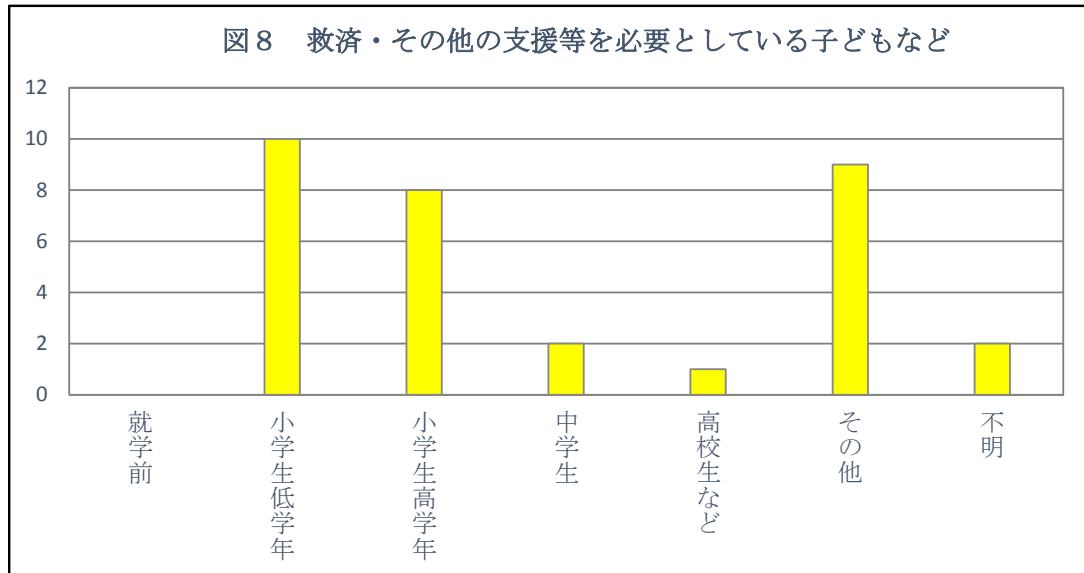
相談の形態または対応場所については、来室による相談21件、電話相談9件、その他2件でした。【図6】



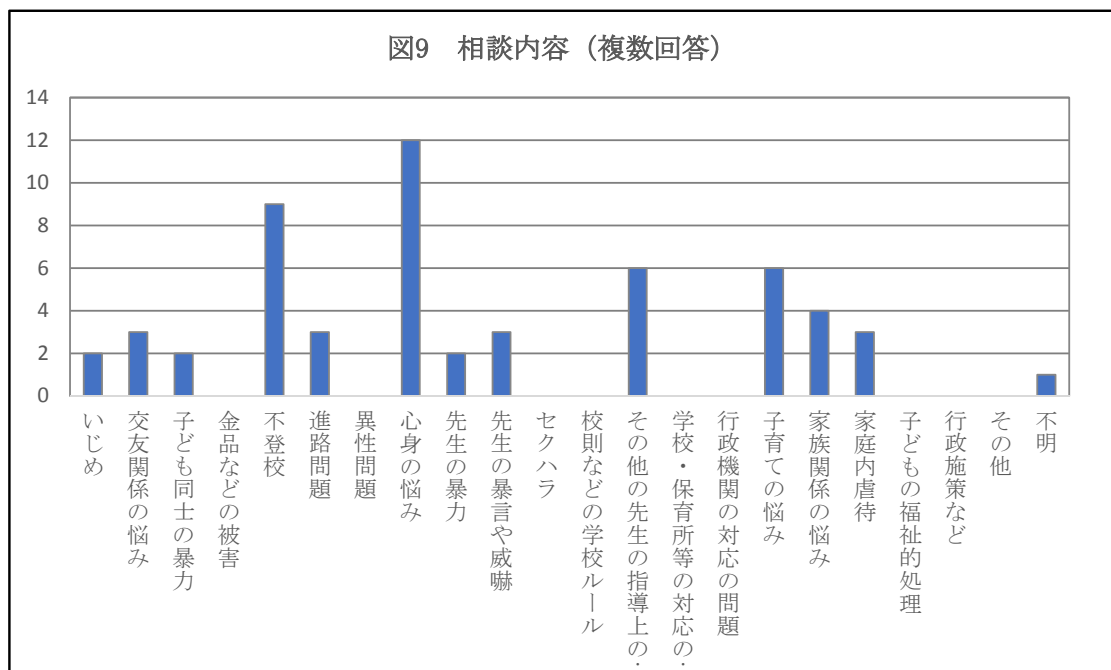
主たる相談者の内訳は、家族・親族(主に母親)からの相談が 21 件、子どもからの相談が 7 件でした。親子での来室もみられました。(32 件中 7 件)【図 7-1、7-2】



今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもなどは、「小学生低学年」が10件、「小学生高学年」が8件、「中学生」が2件、「高校生など」が1件、「その他」が9件となっています。【図8】

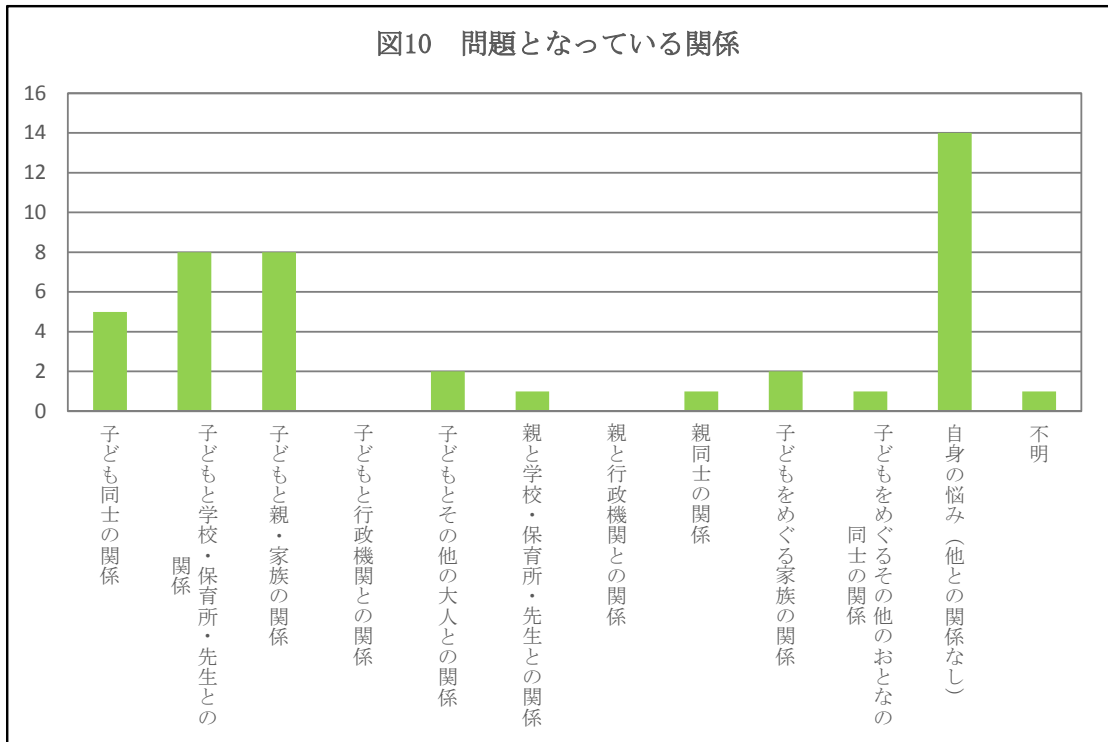


相談内容で多かった「心身の悩み」は、継続的な複数回の相談が主なものです。今年度は、「不登校の悩み」が比較的多くありました。【図9】

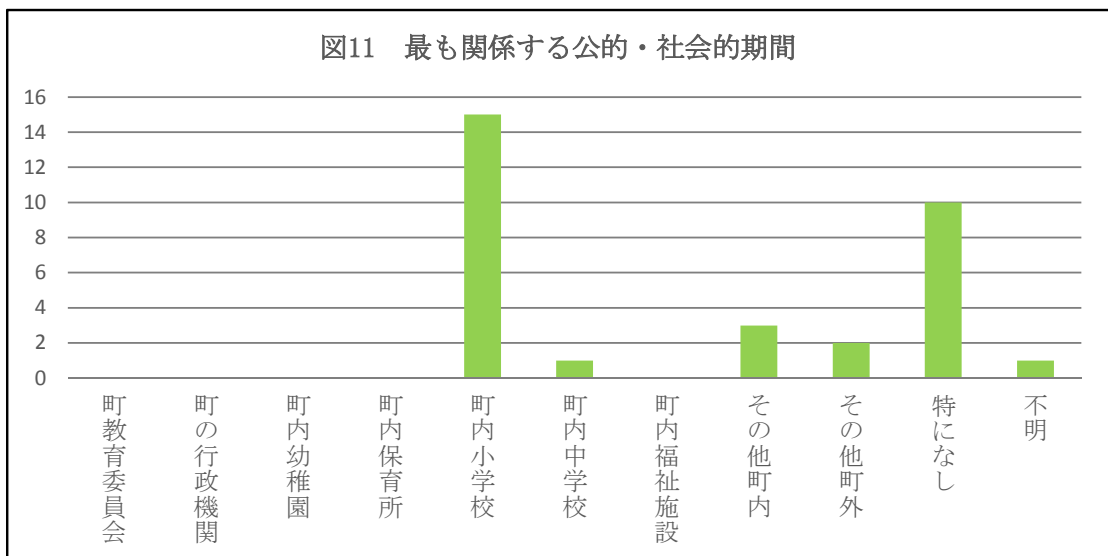




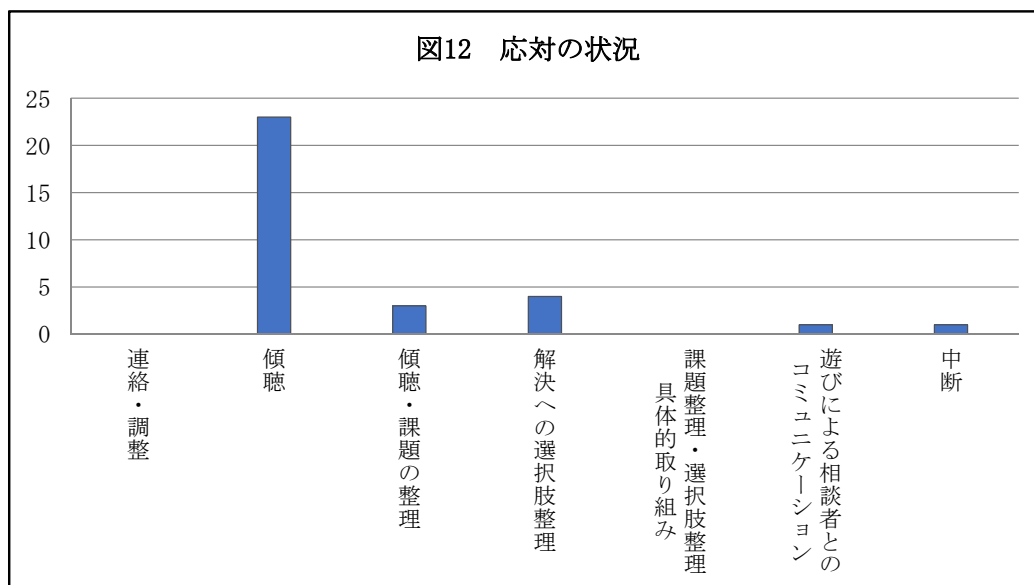
相談者の訴えをもとに問題となっている関係をみると、「子どもと学校・保育所・先生との関係」「子どもと親・家族の関係」「自身の悩み」についての訴えが多いようです。これらについては継続的な複数回の相談も含まれています。【図 10】



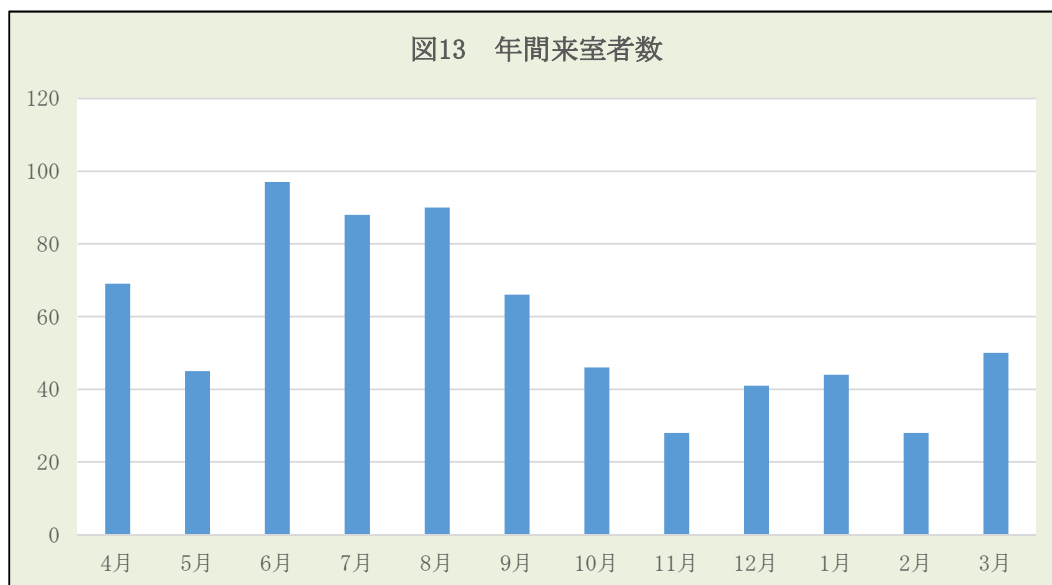
相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内小学校」が 15 件でした。「特になし」が 10 件、これらは継続的な複数回の相談が含まれています。【図 11】



対応の状況で、「傾聴」が多いことは例年通りでした。その中にはじっくりと話を聴くこと、一緒に考えること、ニーズに応じた情報提供しているものも含まれています。相談者に寄り添った対応をしています。【図 12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ692人の子どもが来室しました。【図 13】  
 (内容については、p 38 コラムを参照)

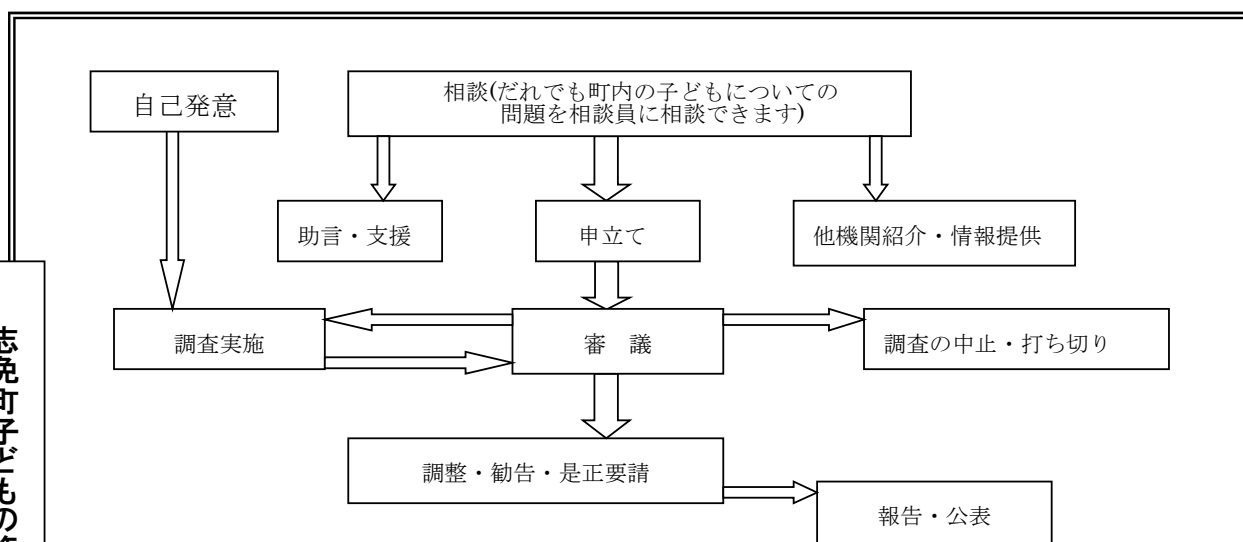


## 2 子どもの権利相談室の救済活動

### (1) 平成 28 年度の救済活動の状況

今年度は、申し立てによる救済活動はありませんでした。

### (2) 志免町子どもの権利相談室のしくみと活動



志免町子どもの権利相談室のしくみと活動

#### 救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、志免町子どもの権利相談室に相談できます。相談室では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申し立て」を受けたときは、救済委員による「調査」、「調整」などをおこないます。

「申し立て」があると、申し立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」をおこないます。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということをできる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」「勧告」「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

### 3 広報活動

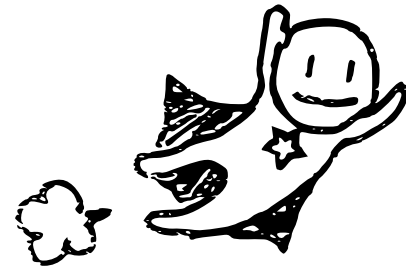
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやチラシの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にカードを配ったり、中学生アンケートにチラシを付けて配ったりしています。町内の図書館など、子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなどを配布しました（4. 1年間の活動概要を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード



【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月	カード	条例 リーフレット	チラシ中高生用	チラシ低学年用	小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子	スキッズ 便り
小学校入学児童	4月		540				540		
シーメイトこどもまつり	5月	5			1	3			
南小参観人権講演	6月	120			120				
子育て支援課健診用	6月				200				
同和講演会	7月		700						
町内夏祭り	7月		350						
小中学校に配布	7月	5004							5004
町内回覧	7月								1676
子育て支援課	7月								20
子育て支援センター	7月								20
子育て支援課健診用	7月				200				
審査会等委員会 セミナーメイト視察	7月		19						
子ども支援オフィス来室	7月	2	2				2		
図書館	7月	45			27				
チャレンジ広場	8月				180				
中学生アンケート	9月			1393					
出前講座	11月		15					15	
子どもの権利フェスタ	11月	6			1				
人権を尊重する町民の 集い	12月		600					600	
図書館	12月	74				15			
小中学校に配布	12月								5006
子育て支援センター	12月								10
子育て支援課健診用	12月		400						
子育て支援課	12月								20
町内回覧	12月								1669
図書館	3月	100			46	25			
中学卒業生	3月		428				428		
スキッズドア前 シーメイト内各所	随時				52				41
来室者	随時	9			1				
西小出張スキッズ	月1回	37			37	1			7
その他		1	2		1		2	1	3
合計		5403	3056	1393	866	44	972	616	13476

#### 4 1年間の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	12	第1回救済委員会議
	15	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布
5	5	シーメイトこどもまつりに参加 ※ 1
	11	第2回救済委員会議
	25	西小チラシ配布
6	8	志免西小学校 第1回出張スキッズ ※ 2
	14	第3回救済委員会議
7	6	スキッズだより15号、カード配布（全小中学校、町内回覧）
	11	子どもの権利委員会に出席・報告（安原救済委員）
	12	審議会等委員の会セミナーメイト視察（事務局対応）
	13	志免西小学校 第2回出張スキッズ
	14	第4回救済委員会議
	19	校長会出席（事務局対応）
8	2	第5回救済委員会議
	3	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小学校・志免南小学校） ※ 3
	10	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央小学校・志免東小学校） ※ 3
	23	福岡県市町村児童相談関係職員研修（11月24日までの全5回） ※ 4
	24	「志免町子どもの権利条例」研修会（相談員参加）
	24	西小チラシ配布
9	7	志免西小学校 第3回出張スキッズ
	7	中学生アンケート実施、パンフレット配布（全中学校） ※ 5
	15	第6回救済委員会議
	20	シーメイト消防訓練参加
	21	中学生アンケート回収（志免中学校）
	28	中学生アンケート回収（志免東中学校）

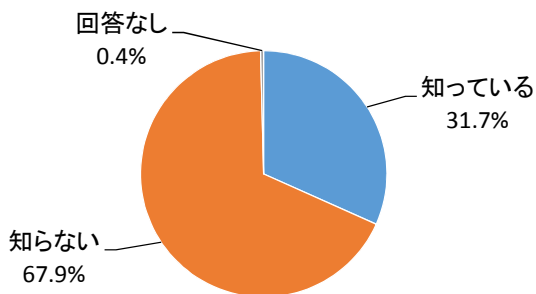
月	日	活 動 内 容
10	4	第7回救済委員会議
	7	全国自治体シンポジウム（宝塚市） ※ 6 圓入救済委員、事務局、相談員参加
	12	志免西小学校 第4回出張スキッズ
11	1	第8回救済委員会議
	9	志免西小学校 第5回出張スキッズ
	16	人権教育学習講演会（志免東中学校） ※ 7
	17	人権教育学習講演会アンケート回収（志免東中学校）
	20	志免町子どもの権利フェスタ 2016 参加 ※ 8
12	6	第9回救済委員会議
	7	志免西小学校 第6回出張スキッズ
	20	人権教育学習講演会（志免中学校） ※ 7
	21	人権教育学習講演会アンケート回収（志免中学校）
	21	スキッズだより16号配布（全小中学校、町内回覧）
1	10	第10回救済委員会議
	18	西小チラシ配布
	25	志免西小学校 第7回出張スキッズ
2	8	志免西小学校 第8回出張スキッズ
	14	第11回救済委員会議
	22	クリアファイル・パンフレット配布（中学校卒業生）
3	7	第12回救済委員会議
	8	志免西小学校 第9回出張スキッズ
	13	シーメイト消防訓練参加

※1・・・	36 ページ参照	※5・・・	20 ページ参照
※2・・・	34 ページ参照	※6・・・	37 ページ参照
※3・・・	36 ページ参照	※7・・・	32・33 ページ参照
※4・・・	35 ページ参照	※8・・・	37 ページ参照

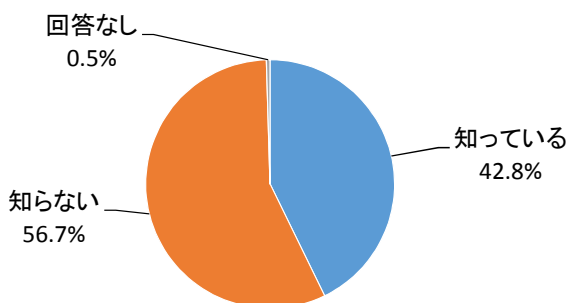
(1) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

今年度も志免町内中学生全員（1218名）に「子どもの権利」に関するアンケートを9月に実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問8までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）

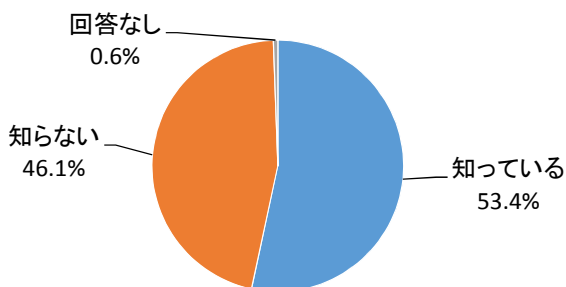
質問1: 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



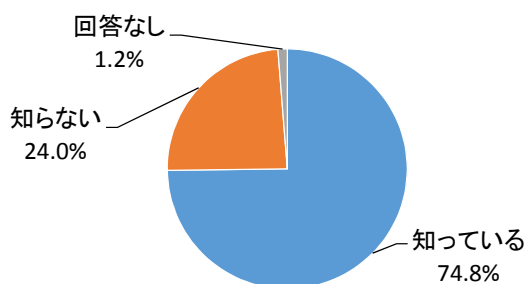
質問2: 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



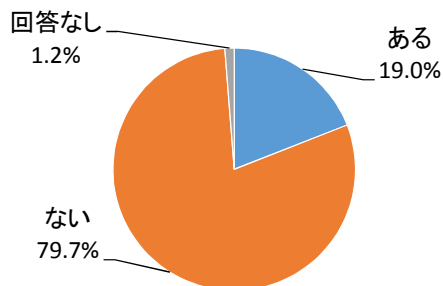
質問3: 「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



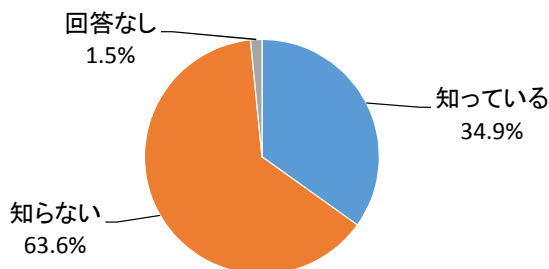
質問4: 相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトの中にあるのを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



質問5: シーメイトの相談室SK²S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)

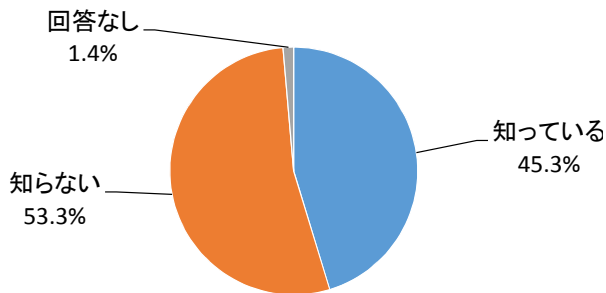


質問6: 相談室SK²Sは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)

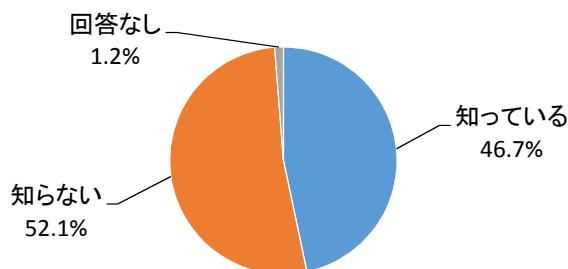




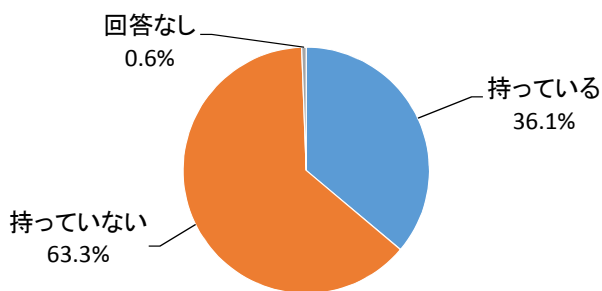
質問7: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか?  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



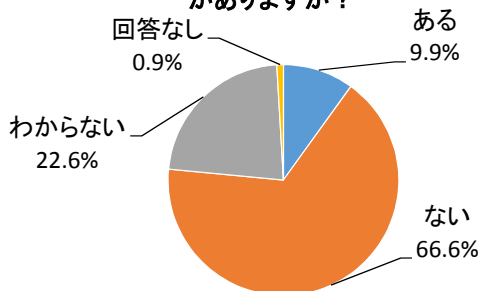
質問8: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)には救済制度(困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか?  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



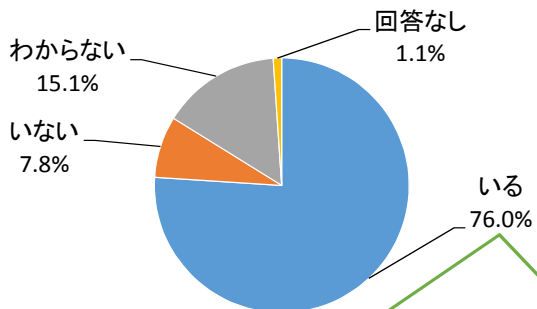
質問9: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)が配布している相談室のカードを持っていますか?(ここから全員)



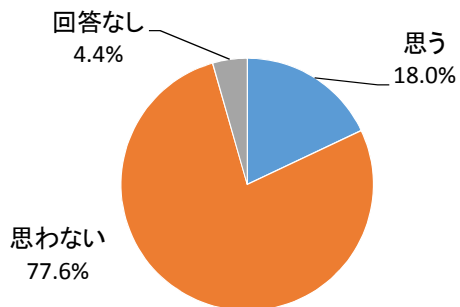
質問10: あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか?



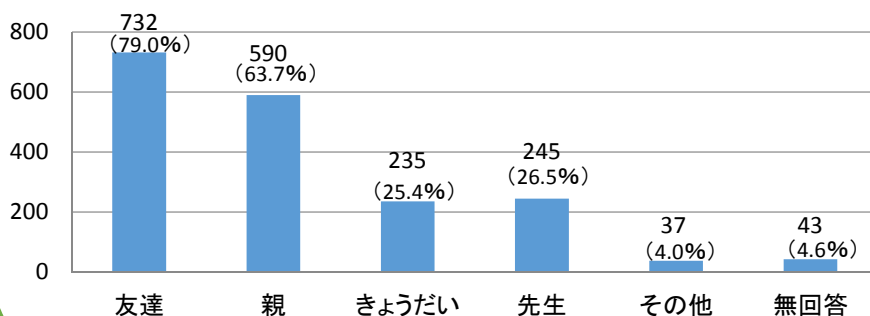
質問11: あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか?



質問12: もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか?



相談相手の内訳(複数回答)  
(質問11で「いる」と答えた926人中の割合)



## ※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、9年目になります。以下の項目にご注目ください。

### (質問1・質問3)

「知っている」「聞いたことはある」という項目は意味が重複するということで、平成23年度より「聞いたことはある」という項目を削除しています。

### (質問3)

スキッズを知っているという人が徐々に増えてきています。

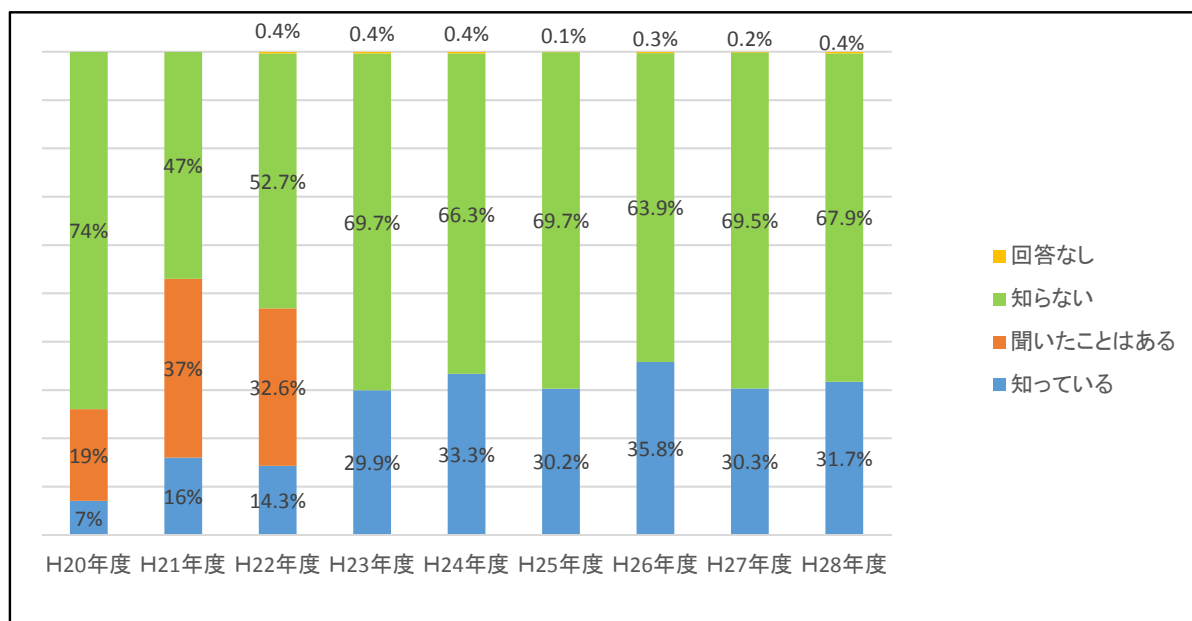
### (質問9・質問10)

「悩みや困ったことがある」という質問については、劇的な変化はみられません。

### (質問11)

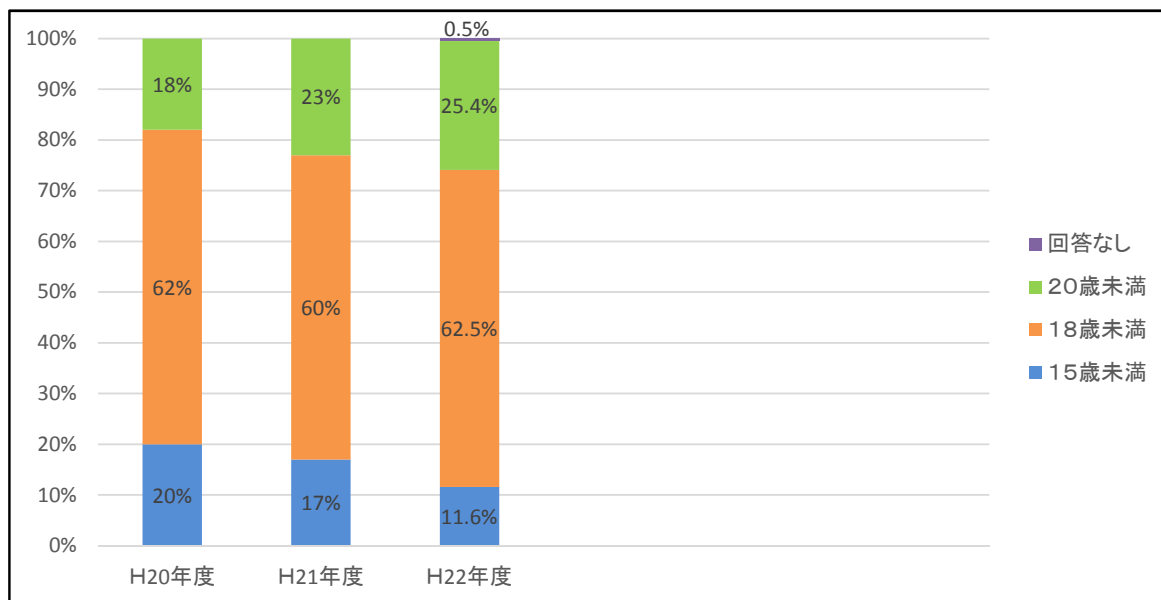
「スキッズに相談しようと思う」という人は、シーメイトに移転後に増えていきます。

## 1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



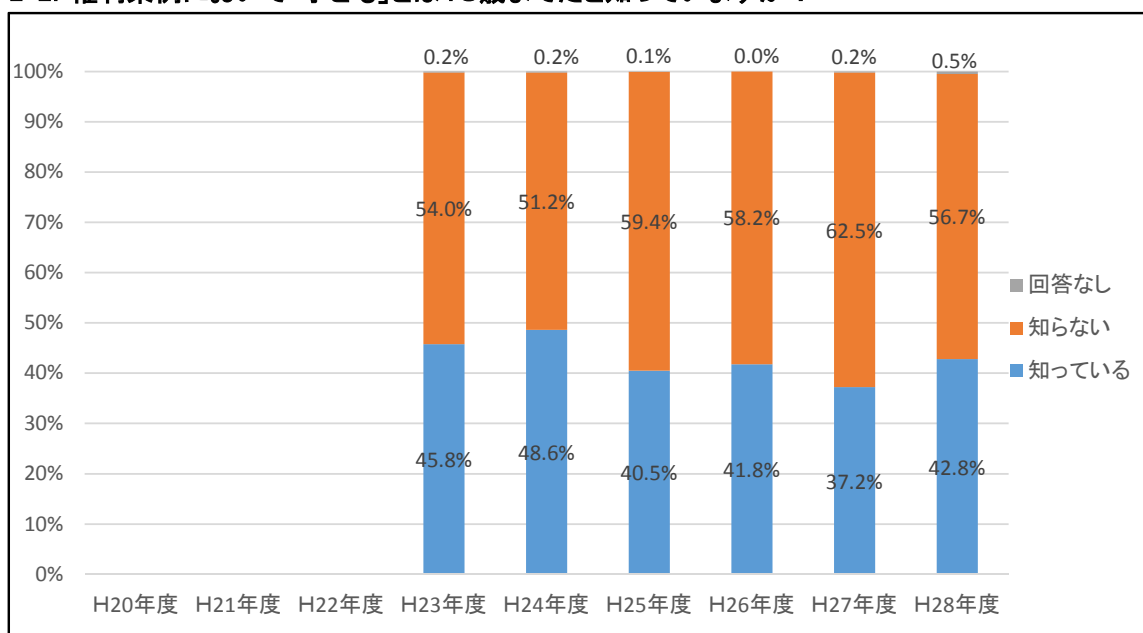
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

## 2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

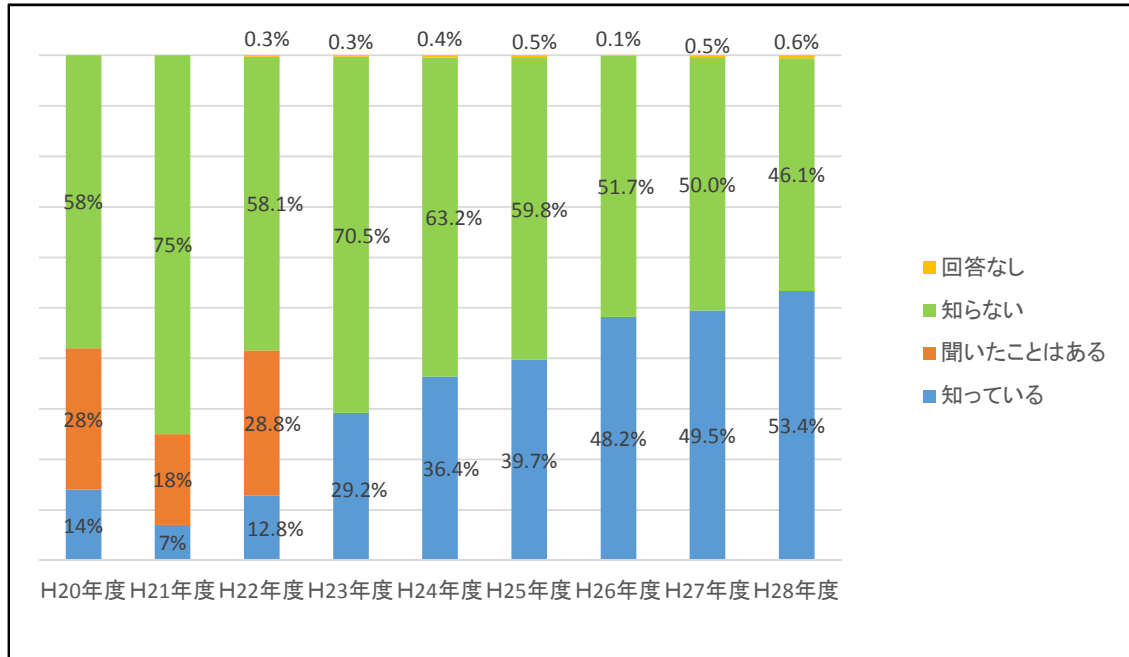


(注)質問2は、平成 23 年度から 2-2 に文言が変わっています。

## 2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



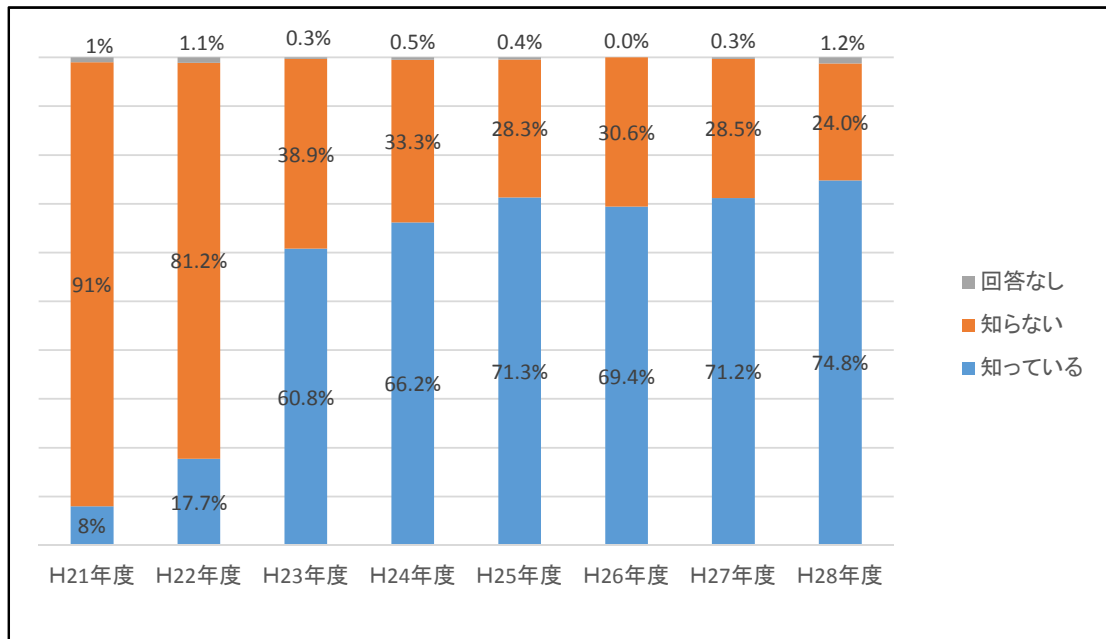
### 3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか？



(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

<4～7の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

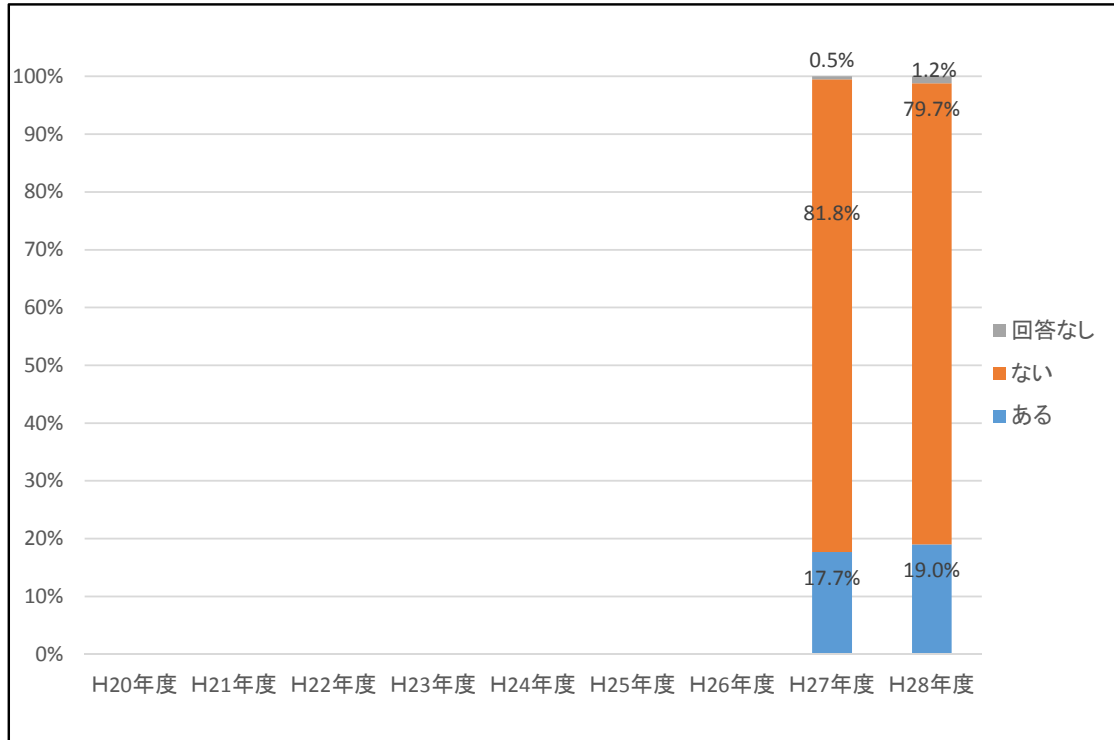
### 4. 権利相談室SK'S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



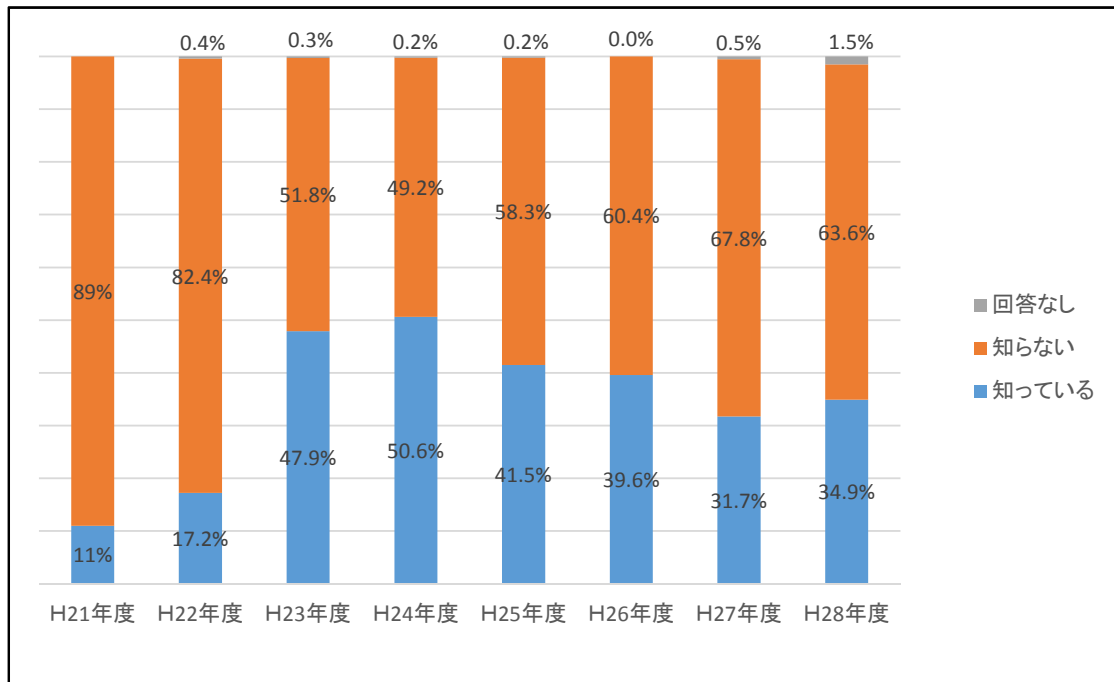
(注)スキッズは平成21年度からシーメイトに移転しています。

5. シーメイトの相談室SK'S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？

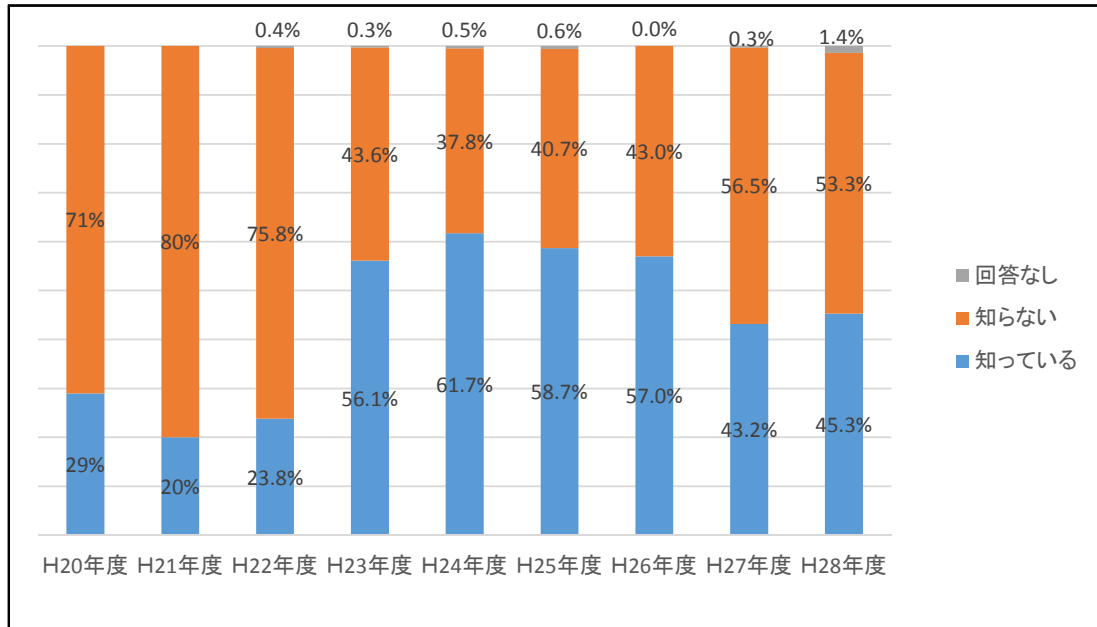
(注) この質問は平成 27 年度から新たに設けました。



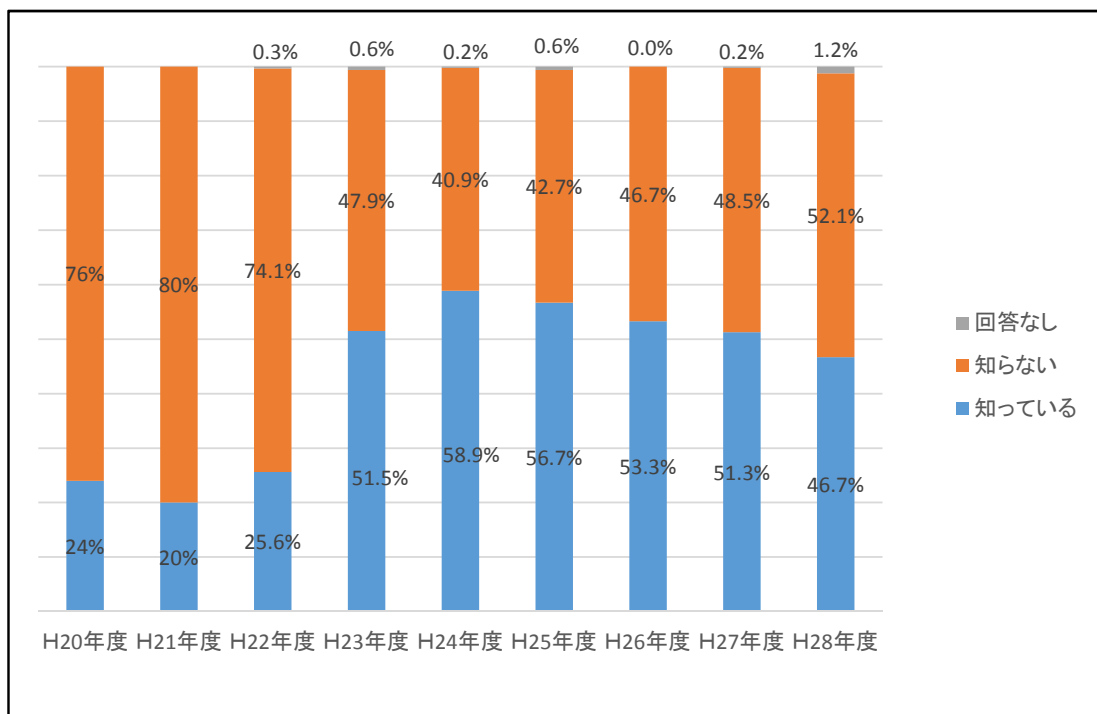
6. 相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



7. 権利相談室SK'S(スキズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？

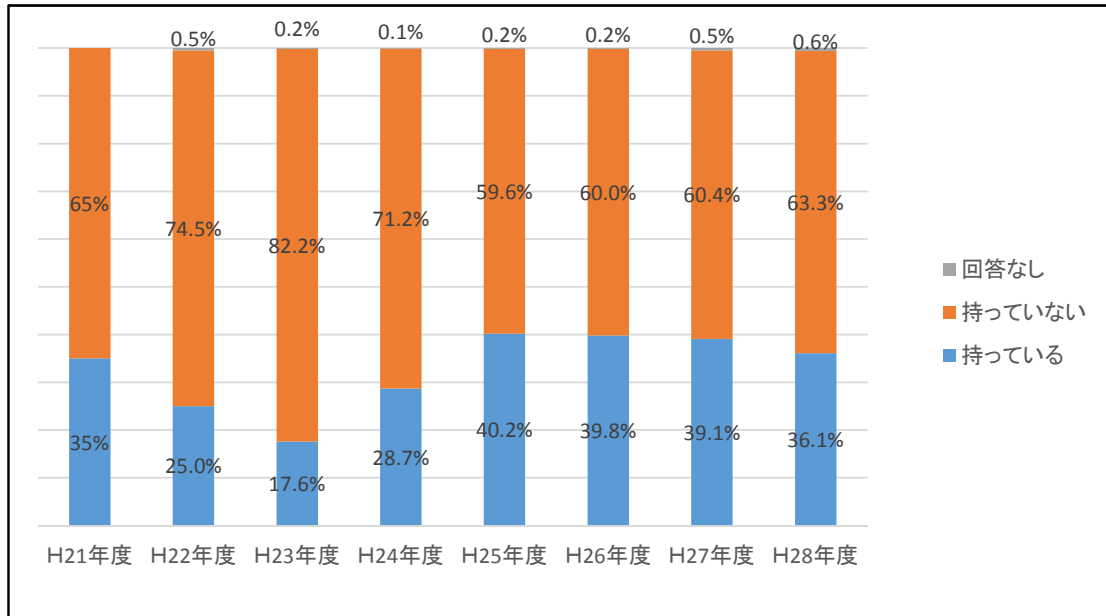


8. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

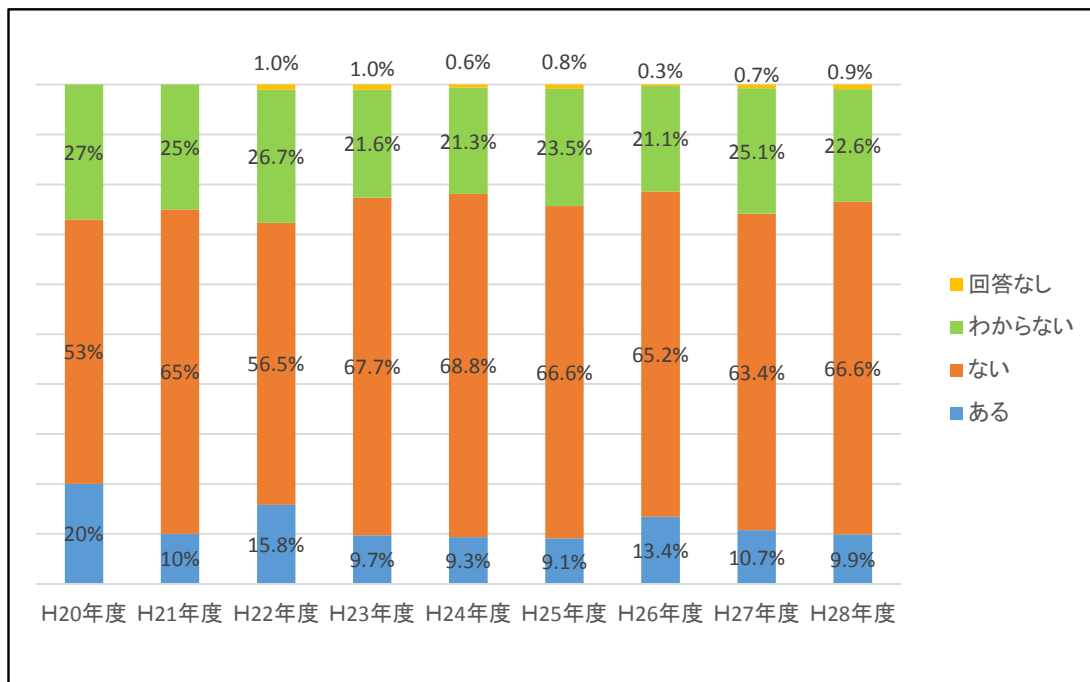


< ここから 全員回答 >

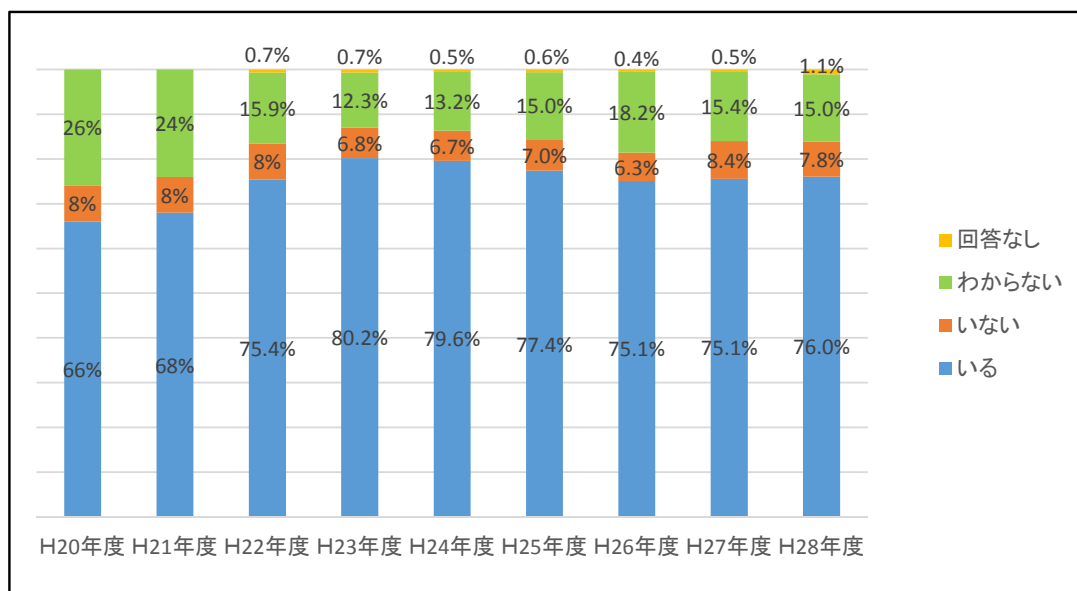
9. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)が配布している相談室のカードを持っていますか？



10. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？

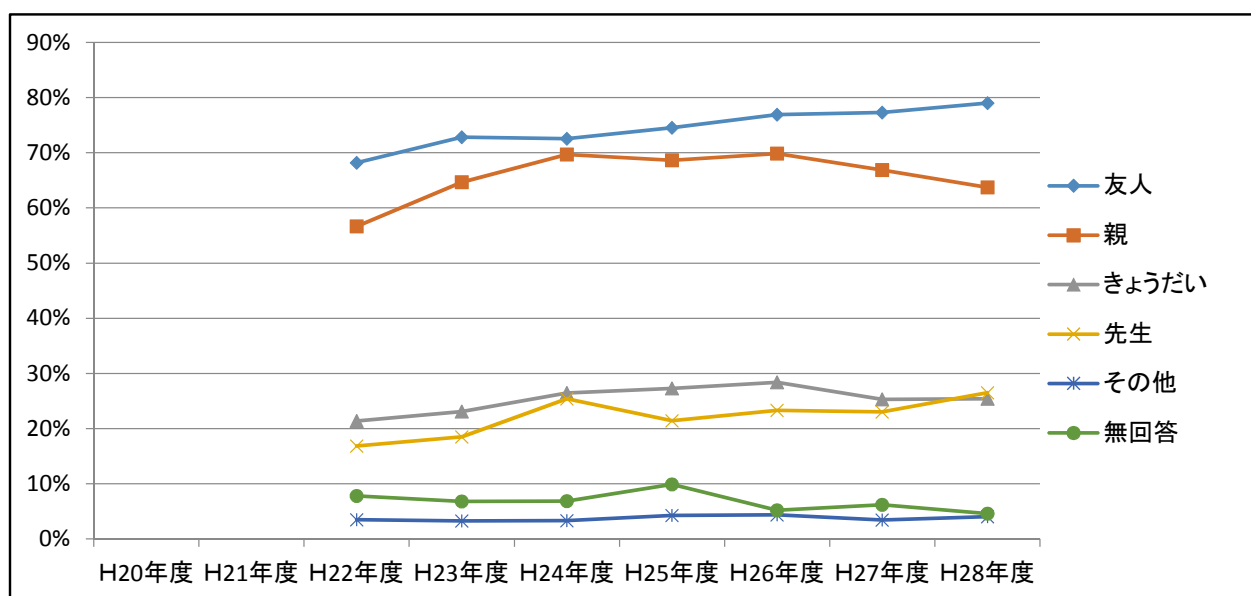


### 11. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？



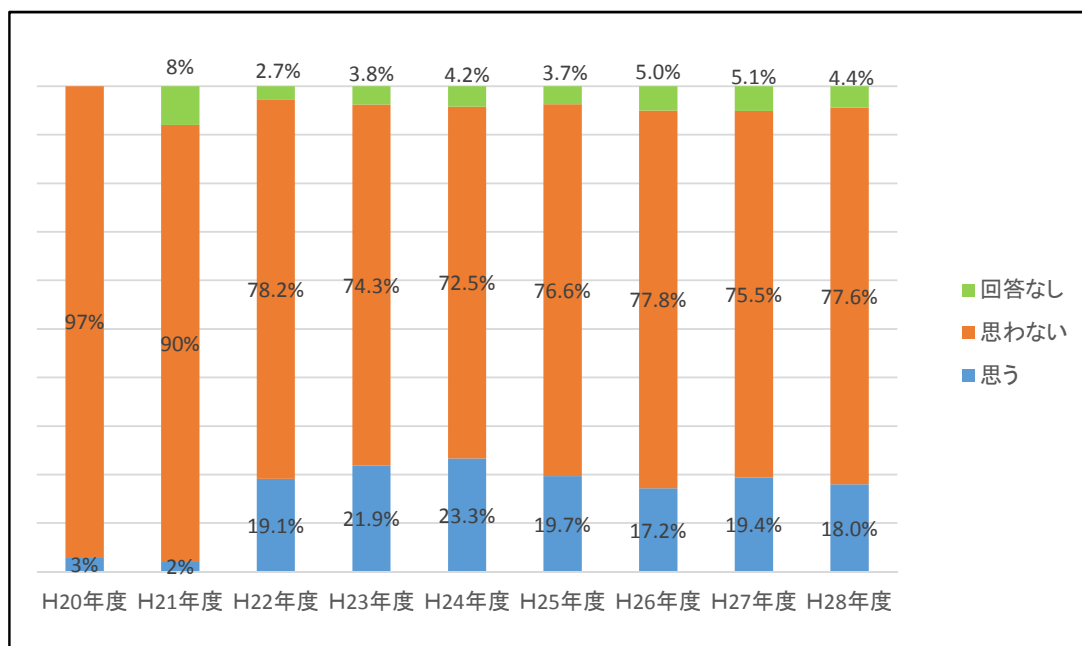
### 11. の相談相手について(内訳)

(注) 質問 11 の内訳については、平成 22 年度から新たに設けました。





12. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



## 【アンケート結果より】

質問3（p20）の「スキッツを知っていますか？」という問いに対し、「知っている」と答えた生徒は全体の53.4%でした。質問3の年度別推移（p24）をみると、徐々に認知度があがってきていることが読み取れます。「スキッツを知っている」と答えた生徒の割合は、平成25年度の39.7%から平成26年度は48.2%と大きく増えています。これは、平成25年度に志免西小学校の出張相談室が始まったことも少なからず影響しているのではないかと考えられます。

質問12（p21）の「悩みがあるとき、スキッツに相談しようと思いますか？」という質問については、18.0%の生徒が「はい」と答えています。質問12の年度別推移（p29）をみると、この回答に大きな変化は見られませんでした。

質問12の理由について、資料1（p47～）に、記述回答を載せています。

「相談しようと思う」理由（p47）には、「いっしょに考えてくれるから」「だれにもできない相談ができそうだから」といった回答が多くみられました。

「相談しようと思わない」理由（p48）としては、「相談できる人がいるから」という回答が257人と圧倒的でした。「知らない人に話したくない」が81人、「悩みがないから」という理由は44人でした。「めんどくさい。」「自分で解決したい。」という理由も多くみられました。

質問11で、「相談できる人がいる」と答えた生徒が76.0%もいるのは心強いことですが、「いない」と答えた7.8%、「わからない」と答えた15.0%の生徒が気になります。相談相手がいるとは言いきれない生徒が5人に一人いるということ、スキッツがこの生徒たちの受け皿になっていけるように、認知度を上げていかななくてはなりません。

今はまだ、相談しようと思っていなくても、だれにも話せない悩みができたり、困った時に、スキッツのことを思い出してもらえたら…と思います。そのためにスキッツの認知度が上がってきていることは、選択肢の一つとなれるという点では喜ばしいことなのかなと考えます。

## コラム～相談室から～



### <室内の様子>



### <子どもたちの作品>



志免町の子どもの権利に関してどんな相談でもできるように、相談室スキッズができて、10年目になります。シーメイトにある相談室で来室や電話での相談を受けています。（相談は無料です。）また、相談室の存在をもっと身近に感じてもらうために、相談がない時は、子どもたちの居場所として開放しています。シーメイトへの来室が難しい子どもたちのために、志免西小で出張スキッズを開室しています。

平成28年度は、たくさん子どもたちが来室してくれました。（シーメイト692人、出張スキッズ664人）相談員と子どもたちが一緒にウノ、かるた、トランプやゲームなどをして遊んだり、話をしたりして楽しく過ごしています。ぬり絵や折り紙も人気です。

相談員とふれあう中で、スキッズに、親近感を持ち、安心できる場所と感じて、気軽に足を運んでくれればと思います。

これからも悩んだり、困った時には「一人で悩んでいないで、スキッズに相談してみよう。」と思ってもらえる存在になれる事を願っています。

### <入口の様子>



## (2) -1 安原救済委員による志免東中学校一年生に対する人権教育学習講演

平成 28 年 11 月 16 日 (水) 15 : 15~16 : 00 志免東中学校

安原救済委員が、志免東中の 1 年生を対象に、人権教育学習講演を行いました。

講演とともに、子どもたちもグループで意見を出し合いました。

### 【講演内容】

○**弁護士の仕事** バッジの意味・・・ { ひまわり→自由と正義  
秤 →公平と平等



### ○人権とは？

- ① 人はもともと自由であるということ
- ② 人はそれぞれ異なっているということ(個性)

### ○子どもの人権

- ① 生まれてきてよかったね。ありのままのあなたでいい。
- ② ひとりぼっちじゃないんだよ。
- ③ あなたの人生は、あなたしか歩けない。あなたが歩いていい。
- ④ いつでもどこでも教育を受ける権利があるんだよ。(義務教育は子どもにとっては権利)

※子どもの権利は、国際的には「子どもの権利条約」、志免町では「子どもの権利条例」に定められている。

「志免町子どもの権利条例」は、九州で初めて作られた子どもの権利についての条例で、あなたたちの財産。

### ○【ミニクイズ】これって法律上セーフ!?アウト!?

動画サイトに録画を同意を得ずに投稿(肖像権、プライバシー権侵害)、不正なファイルからのダウンロード(著作権侵害)他人のIDやパスワードを聞き出しログインする事(不正アクセス行為の禁止)について、セーフ・アウト選択クイズが出されました。

正解者が多く、みなさんしっかり理解して手を挙げていました。

### ○【その書き込み、あなたはどう思う】

事例をもとに、ネットへの書き込みについて、書き込んだ人と書かれた人、それぞれの立場の気持ちになって意見を出し合って発表しました。

「軽い気持ちでブログやLINEなどに書き込んだことが、全世界に発信して広がってしまうことで、相手を傷つけ人格を侵害する事になり犯罪(侮辱罪・名誉棄損罪)と評価される場合もある」と教えて頂きました。

### ○まとめ

人は、もともと自由でそれぞれちがう。人はそれぞれ異なっているということ。(個性)

自由は、人の権利を侵害しないことを前提とした権利である。

インターネットは気軽に使えるからこそ、権利侵害をしてしまうことがある。

表現の自由はあるが、使い方を間違えると犯罪に発展することがあるので気を付けましょう。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。志免東中 124 人

1. 話の内容はよかったですか？ (よかった 95.2%・よくなかった 4.0%・無回答 0.8%)
2. 今日の話はわかりましたか？ (わかった 48.4%・だいたいわかった 41.1%  
あまりわからなかった 8.9%・わからなかった 0.8%・無回答 0.8%)
- 3.自由記述は資料に掲載 (P50～51)

## (2) -2 圓入救済委員による志免中学校一年生に対する人権教育学習講演

平成 28 年 12 月 20 日 (火) 15:20~16:10 志免中学校

圓入救済委員が、志免中の 1 年生を対象に、人権教育学習講演を行いました。

### 【講演内容】

#### ○幸せってどんな時？

いつ幸せを感じますか？考えていると幸せな気分になります。

自分の幸せを考えることは大切です。

そして他の人の幸せを考えることも大切です。

#### ○志免町子どもの権利条例 前文

「子どもには人間として生きていくための当然の権利があります。」

「子どもは自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは安心して助けるといことができ、大人は子どもを守ります。」「子どもは大人と共に志免町をつくっていく仲間です。」

「子どもは世界の中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。」

志免町子どもの権利条例の前文と一緒に読み、味わいながら、この文章の中に、自分の大切にしたいものを見つけてください。

#### ○九州で初めての権利条例

今からちょうど 10 年前に志免町子どもの権利条例が成立しました。志免町として子どもの権利を守ろうとしていることは、子どもの幸せを願っているということの証拠です。これは誇りに思っていることです。

#### ○権利条例の条文

**7条：安心して生きる権利：**つらいこと、いやなことがあった時、一人で抱えないで誰かに相談してください。

**8条：自分らしく生きる権利：**あなたはあなたの考えをしっかりとって生きていくことができます。

**9条：意見表明や参加する権利：**大人は中学生としてのあなたの意見を尊重します。

#### ○権利が侵害されたら

あなたが、いやな思いをしたら、誰かに相談してください。

相談相手がないとき、知っている人に相談できないときは、SK<sup>2</sup>S に相談してください。

#### ○幸せがつづくとき…？

幸せと思うことも、それだけが続くと苦痛になります。(食べ続けたり、ゲームし続けたり…)

幸せは、困難を乗り越えて得られるものでもあるのです。

#### ○子どもの「わがまま」と「権利の保障」

「わがまま」と「権利の保障」は、はっきり区別できません。だから第三者の意見が重要です。

#### ○まとめ

みなさんには、幸せになる権利があります。その権利を保障する志免町子どもの権利条例です。

これは志免町の子どものためにある「大人と子どもの約束」です。



講演後のアンケートの結果は以下の通りです。志免中 280 人

1. 話の内容はよかったですか？ (よかった 98.6%・よくなかった 0.7%・無回答 0.7%)
2. 今日の話はわかりましたか？ (わかった 67.5%・だいたいわかった 29.3%  
あまりわからなかった 2.5%・わからなかった 0.7%・無回答 0%)
3. 自由記述は資料に掲載 (P52~53)

### (3) 志免西小学校での出張スキッズ

志免西小学校での出張スキッズを開室して4年目になりました。志免西小の子どもたちや保護者に、スキッズの名前を覚えてもらう機会になっています。スキッズの雰囲気を知ってもらうことで相談につながることもありました。



#### ○日程

第1回出張スキッズ:	6月8日(水)	53名
第2回出張スキッズ:	7月13日(水)	54名
第3回出張スキッズ:	9月7日(水)	71名
第4回出張スキッズ:	10月12日(水)	75名
第5回出張スキッズ:	11月9日(水)	48名
第6回出張スキッズ:	12月7日(水)	72名
第7回出張スキッズ:	1月25日(水)	92名
第8回出張スキッズ:	2月8日(水)	103名
第9回出張スキッズ:	3月8日(水)	96名

計 664 名



○時間 子どもたちの利用 13:05~13:45 (昼休み)

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室

○内容 スキッズがどんなところか、雰囲気を知ってもらうため、普段の相談室で子どもたちが遊んでいるものを持って行きました。  
(プラ板の色ぬり・トランプ・ジェンガ・かるた・ぬりえなど)  
スキッズのキャラクターのプラ板が人気です。

○広報 別紙チラシを全校児童に配り、多目的室前の掲示板に次回開催日のお知らせを貼らせてもらいました。

#### (4) 研修

平成 28 年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

8月23日（火）

- ・ 里親制度について
- ・ 児童虐待の理解と援助
- ・ 児童相談所の組織と機能

9月27日（火）

- ・ DV問題と子どもへの影響
- ・ CAP ワークショップ
- ・ 発達障害児の理解

10月7日（金）

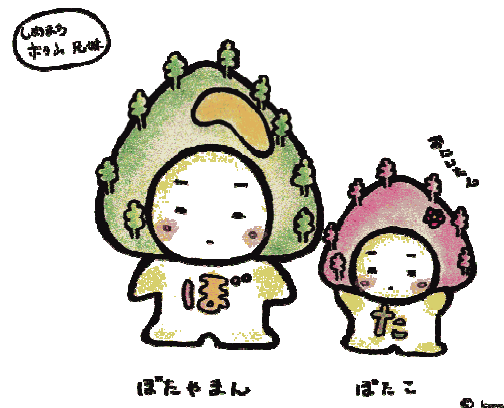
- ・ 虐待事例のアセスメント
- ・ 事例を通じた家族援助理解（ブラインド式 WS）

10月20日（木）

- ・ 非行の理解と援助
- ・ ロールプレイで学ぶ面接の技法
- ・ 家族援助のアセスメントとプランニング

11月24日（木）

- ・ 市町村の役割～要対協の活動から～
- ・ 子どもの権利と福祉
- ・ 社会的養護の現状と課題
- ・ 修了証授与（対象：全講座修了者）





#### (5) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成 28 年 5 月 5 日(木) 13:00~15:00

場所：子どもの権利相談室 スキッズ

スキッズの場所を知ってもらうために、シーメイトこどもまつりのスタンプラリーに参加して、ゴルフゲームをしました。ゴルフにチャレンジして、スキッズのキャラクターのお面や、しおりをプレゼントというゲームでした。77 人の子どもたちがスキッズに来室し、楽しく参加してくれました。



#### (6) 夏休み地域子ども教室での啓発活動

日時：平成 28 年 8 月 3 日 (水) 10:00~11:00 志免西小学校 (51 人)

13:30~14:30 志免南小学校 (32 人)

8 月 10 日 (水) 10:00~11:00 志免中央小学校 (58 人)

13:30~14:30 志免東小学校 (34 人)

子育て支援課から、「志免町子どもの権利条例」について、イラストなど小学生にわかりやすい工夫したスライドを使ったお話がありました。

次にスキッズの相談員が、Q&A 仕立てのスライドでスキッズについての説明をしました。「ぼくのきもち きみのきもち」という紙芝居の読み聞かせをしました。子どもたちの身近な生活の中で起こり得る「いじめ」について考えてもらうきっかけとなるような内容でした。子どもたちは、最後まで熱心に話を聞いてくれました。

最後に「自分の胸に手を当てて」というアニメを視聴しました。法務省人権擁護局で作成した人権啓発ビデオで、携帯のマナーの必要性を学びました。子どもたちもしっかりみてくれていました。





### (7) 志免町子どもの権利フェスタ 2016に参加

日時：平成 28 年 11 月 20 日（日）13:00~15:00

場所：志免町総合福祉施設シーメイト

魚釣りゲームをしてくれた子どもたちに、スキッツのキャラクターのしおりを渡しました。スタンプラリーもあり、125 人のこどもたちが参加してくれました。毎年楽しみに来てくれている子が、「さかなつりが去年より上手になった」と喜ぶ姿もみられました。活動を通して、スキッツを身近に感じてもらえたら嬉しいと思います。



### (8) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016に参加

(事務局・圓入救済委員・相談員)

日時： 平成 28 年 10 月 7 日(金) 13:00~18:00 子どもの相談・救済に関する関係者会議  
10 月 8 日(土) 13:00~18:00 全体会  
10 月 9 日(日) 9:30~16:00 分科会：「子ども計画」

場所： 宝塚市役所 (10/7) ソリオホール (10/8) フレミラ宝塚 (10/9)

○全体会「地方自治と子ども施策」

テーマ：子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり

3自治体から報告があり、貧困に関する自治体の取組みが紹介されました。どの自治体もその地域の特色をつかみ、またそれを活かし、色んな政策に取り組んでいかれていることの報告がありました。

○分科会

「子ども計画」に参加しました。

特に志免町でも今後の政策等を考えていくために必要な計画等の報告や、子ども権利条例を持っている自治体に関して、条例を具現化するためにさまざまな取り組みをされていることの報告がありました。

子どもの権利を広めていくために、主である子どもを取り込み参加してもらうことで条例を実感してもらう努力をされているということが印象的でした。

## 5 活動を振り返って

### 10年目を終えて

子どもの権利救済委員 安原 伸人

平成28年度が終わり、志免町に子ども権利条例ができて、10年が経過しました。私も縁あって当初から志免町救済委員として活動させていただいているので、同じく10年。そして、圓入先生の加入で新チーム体制となり、今年度から代表救済委員として活動させていただくことになりました。救済制度が立ち上がって10年経過したことに感慨深い思いを抱くとともに、まだまだ課題は山積していることを痛感するところです。

志免町では、平成27年度から子ども・子育て支援事業計画を立てています。

計画の基本目標として①こどもの伸びる力を支える、②安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する、③家庭と社会参画の両立を支援する、④子どもの視点に立った地域社会をつくる、という4つ目標が掲げられています。

実は、救済制度、この4つの目標を実現するために欠かせない役割を担っている存在といえるのです。

①こどもの伸びる力を支えるということでは、いじめやひきこもり等支援を必要とする子どもたちの相談相手となることができます。

②子育て支援としては、親御さんからの子育ての相談を受ける窓口になることもできます。

③家庭と社会参画の両立支援としては、子どもの就業支援だけでなく、親御さん特に母親への情報提供をすることも可能です。

④子どもの視点に立った地域社会の環境づくりとしては、子ども権利フェスタへの参加や、子ども居場所の提供、権利相談の実施などで支援することが可能です。

実際に、シーメイトでの相談業務のほかに、平成25年度から志

免西小学校に出張スキッズとして月一度の相談室の一つの機能である居場所の解放と相談時間を設け、今年も毎回70名ほどの子どもたちに利用してもらっております。

相談者には子ども本人だけでなく、両親や親戚の方もおられます。相談内容も、子ども自身の悩みだけでなく、家庭における子育て全般の悩みなど多岐にわたっており、その一つ一つを相談員の方々が親身になって傾聴し、我々救済委員の意見も聞きながら的確なアドバイスをしております。

また、志免町が子どもを対象として主催するイベントには、スキッズの広報活動を兼ねてほぼ参加させていただいております。

見ていただければわかるように、以上のような取り組みは、スキッズ（相談室）としての活動がメインとなってきます。つまり相談員の方々の存在なくしては成り立たない制度なのです。

救済申し立てが少ないのは、こうした相談員の方々の活動のおかげだと思います。

我々救済委員も新任の校長への挨拶に行ったり、校長会への出席により、先生方への周知を行い、また志免中と志免東中には人権教育学習講演会の講師として、毎年1年生を対象にお話をさせてもらっており、人権教育を通じて子育て支援の後方支援を行っております。

このように、志免町が掲げる4つの目標すべてに救済制度は関与できるわけですが、まだまだ、その役割を十分に果たせているとはいえない現状にあります。今後子ども・子育て支援事業の様々な場面で救済制度を活用してもらえよう存在になっていかなければなりません。

志免町は、条例で救済制度を作り、町全体として子どもの権利擁護の実現に向けて積極的に取り組んでくれておりますので、さらに救済制度が、特に相談室が志免町の子どもたちにとって身近で相談しやすい機関と言ってもらえるように、救済委員、相談員及び子育て支援課の職員の方々と知恵を出しながら、充実した救済・相談活動を行い、子ども達が過ごしやすい街づくりに少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

十年間の取り組みのこれまでとこれから

子どもの権利救済委員 調 優子

子どもの権利条例が志免で制定されて、ついに十年目を迎えました。九州初の取り組みは、歴史あるものとなりました。これが一つの節目となって、また次の十年にむけて歩みを進め、さらに発展していけるよう、この十年を振り返ってみたいと思います。

条例が施行され、相談室が開室されるまでは、まずは自分の役割を理解するところから始まりました。そして、条例が作られた背景にある思いを知り、子どもの人権を守るという理念を掲げました。

実際始まってみると、現実は予想通り、期待していた通りにはいかないものでした。利用者のごく一部に限られ、相談件数の実人数は少なく、工夫が必要なことは明らかでした。

そこで、相談室の場所を利用しやすいところへ移転したり、相談の多い時間帯などを考慮して、開室日や時間を変更したりしてきました。また、親しみをもってもらい、存在を知ってもらう目的で名称を公募し、相談室をスキッズと名付けました。志免町在住で、シームイトから家が遠く来室しづらい子どもたちが利用できるように、志免西小学校で出張スキッズをはじめられたときには、「すべての子どもたちが利用できる」という理想にむけて大きく一步を踏み出せた気がしました。今では、学校の先生方のご理解もあり、子どもが並んで開室を心待ちにしているほどの事業になっています。

知らない人には相談できないだろうと想像し、普段から信頼関係を築いて子どもたちにとって身近な存在になれるよう、相談以外の遊びでの来室も可能にしました。そして今、スキッズに、本当にたくさん子どもたちが遊びにきてくれるようになりました。困ったときに思い出して、相談に来てくれた子どももいます。また、いつか力になれるようにと配り続けていたスキッズのカードを持っていて、相談に来てくれた子どももいました。

振り返ってみると、変化し、発展しながら今に至っていることにあらためて気付かされます。肝心の申し立ての数も思ったより少ないことが以前は気になっていましたが、今は、それに至る前に、相談員の方々にしっかり傾聴していただくことで気持ちを満たすことができたり、スキッツに来ることが、力となっていたり、といったことにも、目を向けていくべきだと考えています。日々の地道な活動が、十年続けられてきたことで、少しずつ子どもの支えの一つとなってきたことは、感慨深いものがあります。

相談室に関わってきた方々との、たくさんの出会いと別れもありました。別れはいつも辛いものですが、その思いを受け継ぎながら、新しい力でさらに発展させていくことができるのだということも十年の間に得られた気づきの一つです。

最後になりましたが、私たちがこのように活動できているのも、事務局である子育て支援課の細やかなご支援とご理解があればこそだと思います。この場を借りてお礼申し上げます。

これからの十年、相談室の日々の活動を大事にしながら、また新たな歴史を刻んでいけるよう、確実に歩みを進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

## 子どもの権利救済委員 1年目を振り返って

子どもの権利救済委員 圓入 智仁

平成28年4月から、安部計彦先生の後任として、子どもの権利救済委員を務めております、中村学園大学教育学部の圓入智仁と申します。大学では、学校外教育や幼児教育、子どもの福祉に関心をもって、教育と研究に取り組んでおります。

今年度は救済委員1年目として、安原先生や調先生、そして相談員や事務局のみなさんに教えていただきながら、志免町の子どもの権利条例と、子どもの権利を救済する仕組みなどについて学ぶことから始めました。これからも、教育学や福祉学の立場から、志免町の子どもの権利を守る活動に関わっていきたいと思います。

志免町のシーメイトには、子どもの権利相談室（スキッズ）があり、そこで子どもたちが自由に遊ぶこと、そして、子どもも大人もいろんなことを相談することができます。このことを初めて知ったとき、志免町が、町をあげて子どもと子育てを強く意識し、その安心と安全、子どもの幸せを保障しようと努めていることに感銘を受けました。さらに、子どもの権利相談室の相談員が、特に何らかの専門家ではない立場で、その任に就いておられることにも驚きました。

かつて、地域で子育てができていた時、大人たちは地域の子どもたちの顔と名前を把握していました。我が子と同じように地域の子どもたちを見守っていました。子どもたちも、何か困ったときには家族以外に、地域の人たちに相談することができました。子育てに悩む保護者の相談に、地域の人たちが応じることもありました。より専門的な相談や支援が必要な場合は、地域の人たちのつながりで専門家を紹介することもできていました。このような、かつての地域で子どもたちを見守り、子どもを育てる状況を現代によみがえらせた仕組みが、この子どもの権利相談室（スキッズ）と、子どもの権利救済制度そのものだと思います。

平成28年12月には、志免中学校の1年生を対象に、人権教育に関する講演を行いました。志免町の子どもたちの権利条例に関する話をした後、幸せについて考えました。中学生たちが、しっかり話を聞いてくれたことを嬉しく思いました。講演を聴いている中学生を見渡しながら、子どもたちの権利条例を子どもたちがもっと身近に感じるにはどうすればよいのか、思いを巡らせました。その手段はやはり、講演や広報活動などを通して、子どもたちの権利条例の内容と子どもたちの権利相談室（スキッズ）の存在を、子どもたちにもっと周知することだろうと思いました。全ての子どもたちが困ったときはもちろん、普段から、スキッズという頼れる場所があることを知っていることがとても大切だと思います。

今年度も、相談室（スキッズ）には、子どもや保護者などからの、様々な相談がありました。相談に対応するにあたって、子どもたちの幸せをいかに保障するか、いつも念頭に置いています。目の前の子ども、そして志免町の子どもたちが、より幸せになるために、保護者や学校関係者などを含めた、周りの大人たちは何をすることができるのか、相談員や子どもたちの権利救済委員が、第三者の立場で考えています。このような子どもたちの幸せを第一に考える姿勢を持ち続けることができるのは、志免町の町民の皆様のご理解の賜物だと思います。

子どもたちには幸せになる権利があります。このことを常に意識しながら、子どもたちの権利救済委員2年目の活動に取り組めます。これからも皆様のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

～～ 相談員コラム ～～



今から10年以上前、私は特別支援学校でまことくんという男の子に出会いました。からだが不自由だったまことくんは、筆を手に結びつけて自分の力でゆっくりゆっくり字を書きます。そうしてできあがった作品は、暖かくて心に響く素敵な書でした。

まことくんは「みんなちがう けど みんなおなじ」という言葉を書いてくれました。その言葉は私に「それぞれの生き方、考え方、表現の仕方は、ひとりひとりちがっていい」ということ、「今の自分を素直に認められる人は、同じように周りのいろいろな人の生き方も受けいれることができる」ということを教えてくれました。

「自分らしく生きる権利」ってこういうことなのかな？と思います。

自分に自信がない時、まわりの人にむかつく時、

「みんなちがっていいんだ、みんな同じように大切な命を生きているんだ」

と思えると、自分にも人にも少し優しくなれる気がします。

スキッツ（子どもの権利相談室）では、皆さんののびのびと幸せに過ごせることを願い、応援しています。スキッツはシーメイトの中にあります。

相談だけでなく遊びに来てもいいので、一度のぞいてみてくださいね。

子どもの権利相談員 嶋崎





## 資 料

---

### **資料 1**

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・ 48

### **資料 2**

人権教育学習講演後のアンケート自由記述・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

### **資料 3**

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

### **その他**

「スキッズ便り」13号・14号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述  
(原文のまま)

質問12:もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答:思う (記述回答 161人/219人中)】

- ・いっしょに考えてくれるから ・ きがるに相談できるから。 (36人)
- ・だれにもできない相談ができそうだから。 (32人)
- ・自分の悩みを言うと心がスッキリすると思うから。 (23人)
- ・解決できそうだから ・解決するまで一緒に考えてくれそうだから (14人)
- ・あんしんできそうだから。 (9人)
- ・名前を言わずに相談できるから (9人)
- ・助けてくれるから (8人)
- ・たまに行っているから。 (3人)
- ・相談室だから (2人)
- ・秘密を守ってくれそうだから (2人)
- <その他 23人>
- ・小学生のときに相談を聞いていただいて、何かあったらまた来たいと思ったから。
- ・スキッズのことを忘れていたかもしれないけど、思いだせば、どんなかんじか、ためしにやってみようと思う。
- ・頼れる人は多い方がいいから。
- ・大事だから
- ・何か言えない事があった時に相談のってみたいから
- ・いじめられるかもしれないから コミュニケーションがとれなくなるかもしれないから
- ・一気に何人まで入っていいんですか。
- ・それほど悩みだったら
- ・とりあえず
- ・せっかくそういうしせつがあるから、つかった方が良くと思う。
- ・かかえている悩みをだれかにいうなどのこうはともすくないと思し、こうゆう相談室などをしてもらおうと思う。
- ・なんとなく
- ・どんなものかを知りたいから
- ・志免町には、あるから。
- ・どこにあるの?
- ・SK<sup>2</sup>Sのことについて、ちょっと理解したから。
- ・困ったときはなるべく多の人のいけんがいたいから。
- ・みかたがほしいから。
- ・自分のためになって勇気をもてるから。
- ・高校にいくしんろについて
- ・いじめとかの悩みだったら相談した方が言いと思ったから
- ・相当辛かったらするかもしれませんが
- ・楽しそうだから

## 【回答：思わない（記述回答 571 人/ 945 人中）】

- ・他に相談できる人がいるから (257 人)
- ・知らない人に話そうと思わないから (81 人)
- ・悩みがないから。あまり重い悩みがないから (44 人)
- ・めんどくさい。 (37 人)
- ・自分で解決したいから (35 人)
- ・相談しようと思わない (20 人)
- ・そんな時間がないから (19 人)
- ・なんとなく。別にいいから (14 人)
- ・しんようできない (10 人)
- ・家からとおいから。 (8 人)
- ・初めての人になやみを言うのは難しい (6 人)
- ・スキッツをしりません (6 人)
- ・ゆうきがない。(6 人)
- ・かいけつはしなと思うから (6 人)
- ・話が大きくなりそうだから (2 人)
- ・オレには関係ない (2 人)

## &lt;その他 19 人&gt;

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれにも言わないから。</li> <li>・おちつかないから</li> <li>・権利条例とか知らないから</li> <li>・せんのうとかかも しれないから。</li> <li>・意味ないと思うから。必要ないと思う。</li> <li>・家のことを言っても意味がないと思うから</li> <li>・病院に行ってるからいいかな</li> <li>・なぜスキッツでお菓子を食べてはいけないのか</li> <li>・そうだんする必要がない。いちいち電話しようと思わない。知らない人になやみを言いたくないしゃべりたくない。</li> <li>・部活のポジション（ハードル）あらいだから 相談してもいみがない。</li> <li>・部外の人に解決できると思っていないし、ずっと何かしらの不安や悩みはかかえるのだと思っているから、</li> <li>・そんな毎回毎回人に伝えるようなことできないと思っている。きりがいいことはあきらめた方がよい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・そう</li> <li>・いきにくいかんじがする。</li> <li>・部活関係のことだから</li> <li>・メンディ～</li> <li>・未来が変わる訳でもないから。</li> <li>・スキッツまでいかななくてもいいから</li> <li>・相談してみたいなーとは思ったりもする。</li> </ul> |
|--|--|

## 【無回答（記述回答 11 人/54 人中）】

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・わからない (4 人)</li> <li>・その悩みの程度にもよります。その悩みにもよる。</li> <li>・相談をしたら悩みがなくなるから。</li> <li>・よく行ってます！これからも利用させていただきたいです！</li> <li>・少しでも悩みが解決できるといいと思ったから</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・めんどくさいから。</li> <li>・気分による。</li> <li>・自分でかいけつする。</li> </ul> |
|---|--|

質問13：相談室SK<sup>2</sup>S（スキッズ）に質問要望があったら教えてください。

【自由記述（38人）】

- ・だいじょうぶです。(3人)
- ・これからも頑張ってください！（2人）
- ・なんでもできるんですか？
- ・どういったことをしているのかをくわしくおしえてほしい。
- ・どんな相談でもいいんですか？
- ・だれでもきがるにそうだんできますか？
- ・シーメイトのどこにありますか
- ・スキッズにはどのような子がきますか？（質問）
- ・好きな人がいるとき、どうしたらいいですか？
- ・質問：お金はかかるんですか？
- ・個人情報はおもれたりしませんか？
- ・本当にひみつをまもるんですか？
- ・親がとてもうるさいです。どうしたら止まりますか？
- ・私もよく相談されます。そして、友達が落ち込んでいるときになんて声をかければいいですか？
- ・給料はもらえるんですか
- ・SK<sup>2</sup>Sの相談にのってくれる人の写真がみたい。
- ・優しくしてください
- ・ない。ゲーム機おいてください
- ・シーメイトだけではなくなればいい。
- ・いきやすいところにしてください。
- ・もうちょっと開いている時間を増やした方がいいと思います。
- ・このままつづけて下さい
- ・学校でのことだったりしたら、先生などにも教えてほしい。
- ・今のままでいいと思います。遊び道具もたくさんあってすごく楽しいです！いつもありがとうございます。
- ・行ったときに休みだと相談する気がなくなるので、できれば土日どちらも、とか工夫をすればいいと思います。
- ・でんわでそうだんだったらおやとかにばれそう。
- ・そんなのやってたのしいですか？
- ・まだ悩みがない
- ・知らない人が多いから、アンケートとかいらないと思う。
- ・こんなアンケート時間のむだなのでやめてください
- ・しつもんは、ありませんが、いいSK<sup>2</sup>Sスキッズだと思います。
- ・心配してくれてありがとうございます。
- ・また近い時行きます
- ・1回だけあそびに行ったことがあるけどもう一度行きたい。

人権教育学習講演後のアンケート自由記述 (志免東中)  
意見ごとに分類 (一部掲載) (原文のまま)

○子どもの権利・人権について (39 件)

- ・子供の人権で、「あなたの人生は、あなたが歩いていい。」というのが、良いなあと思いました。例えどんなにいらついても、不特定多数の人が見える所へのかきこみを考えなきゃと感じました。
- ・子どもにもいろんなけんりがあつて、ぎむきょういくは子どもではなく、大人にあることをしました。
- ・人間は生まれたときから人権があり、自由に生きることができ自分の意見を言えるということがわかった。
- ・子どもは自由、人はみんなちがうから理解して1人1人をそんちょうする必要がある
- ・人の人権を侵害してはいけなかったということを再び感じた。
- ・人はそれぞれ違うし、そこを認め合うことが大切だと思いました。また、SNSのトラブルも知る事ができて、とても勉強になりました。
- ・子供は、ちゃんと人権はあるけど、他の人の権利や、世の中のきまりは、守る必要があることが分かりました。これからは、自分だけでなく、他の人の権利も尊重したいです。

○インターネットについて (34 件)

- ・普段使っているインターネットの使い方によって大変なことが起こってしまうことを知って、改めてインターネットの使い方を見直したいと思いました。
- ・どんな事をしちゃいけないのか、どこまでは、して大丈夫なのかが分かったので、前よりちょっと安心して、インターネットなどがあつかえそうです。
- ・今日はありがとうございました。私はインターネット (スマホ・パソコン) をもっていないけど、持つようになったときには十分に気をつけたいと思いました。
- ・ネットの事でこうだと思っていたことがちがったりするのに勉強になりました。それと、いやなことがあったことをブログとかに書き込むとかじゃなくて本人に直接いけばいいと思いました。
- ・インターネットの名よきそんが印象に残りました。
- ・インターネットの軽い発言は世界中に行きわたるので、そこまでもしっかり見て、気を付けたいです。
- ・少しでも、Twitter などのインターネットなので人の悪口などを書くとなったり、法律上でどうということがセーフでアウトなのかが良く分かったので、今後こういうことなどをやらないようにしたいです。

○法律について (24 件)

- ・もしかしたら、知らないうちに犯罪をしていたら・・・と思うと、こわいです。なので、しっかり勉強して、そんなことがないようにしたいです。

- ・ぼう言でもはん罪になることを知った。人の悪口など相手のいやなことをいわないこと。
- ・場合によって いほうかとかが区別できた！
- ・身の周りで「うざい」などぶじょくして、これもりっぱなはんざいときずきました。
- ・まだ子供だと思っけていても、犯罪を犯してしまつたらたいほされてしまふし、今は一步間違えてしまえば、それもつかまってしまうということを知りました。でも一つ一つ正しい行動をとつていけば大丈夫だと思ふので、良い行動をとつていきたいと思ひます。

#### ○いじめについて (11件)

- ・悪口などをいわないこと。
- ・いやなことをせずいじめをなくしてつうと思つた
- ・今日の話で感じたことは、やっぱり人のいやなことは言つたらいけないなと思ひました。言つてしまつてもすぐに謝ることが大切だと思ひました。今日話を聞いて悪口がとでも、自分が思つてつるよりひどくなることがわかりました。いやがらせをしている子は、されてつる人の気持をつわかつていないのにやつてつることがおかしいと思ひます。もし、まわりの人がいやがらせをされてつら先生に言ふなどしてつすけたいです。
- ・悪いことをしたらだめ 人をバカにしたらだめ

#### ○弁護士について (6件)

- ・弁護士のバッジの意味があんな意味だとはしらなくて、何か得した気分になりました。そして、ミニクイズとかでしらない事やちよつただけ知つてつだけどくわしくはしらないことなどを知つて今からの生活に役立つなと思ひました。今日は、本当にありがとつございました！！<sup>^</sup><sub>^</sub>
- ・弁護しの人にきようみがあつたので、弁ごしがきてつれてうれしかったです。中内も分かりやすくつよかったです。楽しかったです。
- ・罪には1対1ではなく1対2以上じゃないと成立しないということが分かつた。弁護士バッジにはいろいろな意味がこめられてつて、世界に1つだけなんだと思つた。

#### ○志免町について (2件)

- ・今日は、ありがとつございました。志免町が、子供を大切にしてくれる町でよかったです。小さな事でも、気づつてくれる町だと言ふ事も知れたし、私は志免町に生まれてよかつたと思ひました。本当に今日はありがとつございました。
- ・志免町が九州初の子どもの権利をつくつた所だと初めて知りました。

#### ○その他 (18件)

- ・中三になつたときに社会の教科でこの学習をするつて言つてつたから良かつたです。子どもを大切にしてくれてありがとつございます。
- ・クイズ形式で良いか、悪いかをしたところがいんしょうてきでした。
- ・はつ言が、少しふざけてつる人がいたかな。
- ・今日学んだことは、これからのことにとでも役立つと思ふので、今日話を忘れないようにし、お姉ちゃんや妹にも今日話をしようと思ひました。
- ・ことばだけ知つてつて、いみをつらなかつたことが今日、しれたのでスッキリしました。

## 人権教育学習講演後のアンケート自由記述（志免中） 意見ごとに分類（一部掲載）（原文のまま）

### ○志免町について（93件）

- ・志免町に住んでいる私達は、とても大事にされていることが分かりました。そして、九州で一番最初に権利条約がつけられていたことにおどろきました
- ・とっても勉強になったし、とってもおもしろかったです。志免町が一番に子どものことを、思っていることがわかった。子どもは、大人の言う事ばかりを聞かなくて、自分の意見をそんちょうしていいこと。
- ・今日人権（子どもの権利条例）について聞いて、感じたことは、志免町では子供の権利条例を行って、子供達の人権を尊重し、子供が健康に、なおかつ安心して暮らせる町を大人が創ってくれていると知り、「ありがたい」と言うことです。
- ・今日は圓入さんがいろいろ自分たちに質問したりしておもしろかったし、内容も「あ、自分たちって大人に幸せになってほしいって思われとるんや！」て思うとうれしかったし、志免町は九州はじめてだから「あいされとる」と思いました。圓入さんのおはなしは楽しかったし、これからもつなげていきたいと思いました。
- ・志免町のことをほこりに思えるようになりました。

### ○しあわせについて（83件）

- ・幸せは課題を乗り越えたときに味わえることを初めて知りました。
- ・いつもの生活をふりかえてみるとやっぱり幸せだなと思えました。そこが講師の先生と共感できました。
- ・今日の話で、「幸せ」のことでみんな幸せってなんだろうや幸せってどんな時にくるのかななどみんなぎもんと思っていて、話をきくと、幸せのときはいつもくる、いやなことがあっても必ずくると言っていました。これから、どんな困難があってものりこえていきたいと思えます。
- ・話をきいて笑うことが大事や幸せなどいろいろありさういふことをくわしく知ることがありました。これから自分だけ幸せじゃなくて、ほかの人のことも考えて行動したりしたいです。話をきいておもしろいところがあったりしてよかったのと、志免町が子どもについて考えているなどいろいろなことをしりました。幸はいろんな人が持っておりいつ幸せなどもきいたりしてそれぞれ幸せがある。これからいろいろな困難をのりこえて幸せをみつけていきたいです。

### ○子どもの権利条例について（58件）

- ・志免町は、子供の権利条約を九州で一番早くにつくった町＝人権を大切にしている町と知ったので、安心しました。困っていることがあったら、すぐに相談しようと思えました。
- ・今日の話でわかったことは志免町子ども権利条例が一番最初にできたのは志免町だったということです。これはとてもいいことだと思えました。なのでなやみ事ができたら、だれかにそうだししたいと思えます。
- ・2006年の今日に九州ではじめてつくられたことがわかりました。

- ・今日人権（子どもの権利条例）について聞いて、感じたことは、志免町では子供の権利条例を行って、子供達の人権を尊重し、子供が健康に、なおかつ安心して暮らせる町を大人が創ってくれていると知り、「ありがたい」と言うことです。
- ・正直に言うと、本当にきれい事だったと思います。権利条例第7条の（1）は命が守られとかいてあります。それなのに子どもの自殺は増え続けています。僕はこの条例を見直すべきだと考えています。毎年この条例は見直されているのでしょうか？
- ・私は、志免は子供の権利の条例があって、それがとてもいいということを知って、そういうのは当たり前だと思っていたからおどろきました。私達志免の子供たちが大事にされているのを知ってとても嬉しく感じました。

### ○子どもの権利について（43件）

- ・子どもにも権利があるということがわかった
- ・子どもにも、人権はあるし、みんなちがってみんないいなと思います。大人と子どもの関係はおや子でも、ふくざつなんだなと思いました。
- ・今日の講話で、人権のすごさ、大切さを今まで以上に深くできることが出来たので、良かったです。
- ・とてもすばらしい話して子どもは守られる人権利があることが分かった。
- ・子どもの権利のことはわかったけど、ペットや動物に権利はないのか。またなにか権利があったらどんな権利があるのか
- ・今日お話で感じたことは、子どもの人権などかとても分かりやすく、また、とてもこまかいところもわかりました。気付いたことは、こちらの話に合わせていってくれたことです。

### ○子どもの権利相談室について（11件）

- ・大人は、とても自分達を気にかけてくれているということがわかりました。何かあったときは、身近な大人や子どもの権利相談室に相談したいです。
- ・志免町の知られざる秘密をすることができて良かったです。あと、自分の幸せを改めて再確認できたこと人の幸せも大切なことも改めて再確認できました。また、何かあったら、スキッズや、子どもの権利相談室に頼ってみようかなと思いました。本日の公演会はとてもためになりました。
- ・大人じゃなくて、子供でも権利があって、スキッズなどの相談する場所が志免町が九州で1番最初にはじめていたのには、ビックリしました。

### ○その他（32件）

- ・今日のお話どおり、テレビをみていたら、いやなことをわすれ、いいことをずっとしていると、いやなことにつながると思います。テレビをみていると、いやなことを思い出すときもたまにあるなと思いました。今日のお話でしようらいにやく立つことがあったような気がします。
- ・名前がめずらしくて、おぼえやすかった！幸せのことについて、わかりやすかった！
- ・説明などに笑いを入れながら話してくれたので、あきずにきくことができて楽しかったです。
- ・とちゅうに意見などをそんちょうしてくれたりしてくれてとても良かった。あととても分かりやすかった。
- ・とてもいいえんぜつでした。みんな心にひびいたと思います。



## スキッズ が

(子どもの権利相談室)

志免西小にきます。

1/25(水)・2/8(水)・3/8(水)

ひるやす たもくてきしつ あそ  
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。ようい  
おもちゃを用意してまってるよ。子どもだって<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりするよね。

そんな時スキッズでは、

みんなからの相談<sup>そうだん</sup>をきいたり、どうしたらいいか<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>かんが</sup>考えるよ。

スキッズ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキッズが志免西小学校にやってきます。

スキッズがどんなところか知りたい人は、多目的室にぜひ来てみてくださいね。



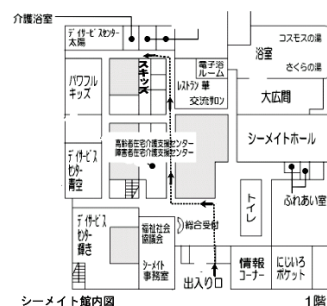
保護者の方へ・・・

スキッズでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。お子さんのことで気になることがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

開室日 火・木曜日 昼1時～夜7時  
土 朝10時～夕方5時

☎ 0120-928-379 (無料)

志免町総合福祉施設 シーメイト内



## 自分のペースで...?



by かなやん

それぞれのペース(速さ)で走るつもりが、  
空を飛んだり、二人三脚やキックボード...  
誰も走ってないって、まあマイペースですね。

## 相談員の紹介



4月からスキッズに来ました板井です。  
お話をしたり聞くことが大好きです。  
いっぱいお話を聞かせてくださいね。

ゲームの初心者ですので みんなに教えてもらいながら  
一緒に楽しんでいます。  
みんなの笑顔に会えるのを楽しみに待っています。  
よろしくお願ひします。



## 5月5日 シーメイトこどもまつり

5月5日の子どもの日に、  
シーメイトこどもまつりが開催されました。  
スキッズもスタンブラリーに参加しました。  
77人の子どもたちが、スキッズにやって  
来て、「ゴルフにチャレンジ」に参加してくれました。  
参加者にはスキッズキャラクターの  
お面やしおりをプレゼントしました。



## 安原救済委員の人権教育講演【中学1年生対象】

昨年度12月、安原救済委員(弁護士)が、志免町の中学1年生を対象に人権教育講演を行いました。子どもの権利についての話や、「志免町子どもの権利条例」は、九州で初めて作られた子どもの権利についての条例で、みなさんの財産です、という話がありました。

法律上セーフ!?アウト!?のミニクイズをしたり、身近な事例をもとに、ネットへの書き込みについて、書き込んだ人と書かれた人、それぞれの立場に分かれて意見を申し合いました。

「表現の自由を行使して、軽い気持ちでブログやLINEなどに書き込んだことが広がって、相手を傷つけ人格を侵害する事になり犯罪(侮辱罪・名誉棄損罪)と評価される場合もある」という話をされました。

「人は、もともと自由でそれぞれちがいます。ただし、自由は、人の権利を侵害しないことを前提とした権利なのです。インターネットは気軽に使えるからこそ、権利侵害をしやすいため気を付けましょう。」

生徒のみなさんのアンケート回答では、「人権や犯罪について、身近な例で考えることができてよかった。」「子どもにも権利があり、それを尊重することは大切である。」「いじめは人権が守られない」といった感想が多くみられました。



# スキッズ便り

志免町子どもの権利相談室

VOL.15  
H28.7

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

【開室日時】 火・木 13:00~19:00 土 10:00~17:00 祝日はお休みです

0120-928-379(相談専用)

Q: 子どもの権利相談室 (スキッス) にはだれがいるの?

相談員がいます。みんなの話をきいて、  
どうしたらいいかを一緒に考えるよ。



救済委員がいることもあります。  
救済委員は、子どもの権利にくわしい専門家で、  
みんなの悩みを解決するお手伝いをしてくれるよ。

相談員も 救済委員も、「子どもにとっていちばんいいこと」を子どもといっしょになって考えて実現していくよ。

しまぎき です。

たんぼでレンゲの花を摘んだり、  
川で魚やザリガニをとったり、  
木登りをしたり…外で遊ぶのが好きでした。

自己紹介: 子どものころ、好きだった遊びは?



おおぐし です。

歌に合わせて、お手玉遊びをするのが好きで、  
最後までなかなかできませんでしたが、男の  
子達も、仲間に入って楽しく遊んでいました。



いたい です。

縄跳びやゴム跳びを上手ではありませんが  
何度も並んで楽しく跳びました。  
砂場に迷路を作って ビー玉を転がして  
皆と遊びました。



安原 救済委員 (弁護士)

- ・だるまさんがころんだ
- ・ビー玉あそび
- ・コマまわし



調 救済委員 (臨床心理士)

- ・はないちもんめ
- ・だるまさんがころんだ
- ・たんぼで花つみ
- ・シルバニアファミリー

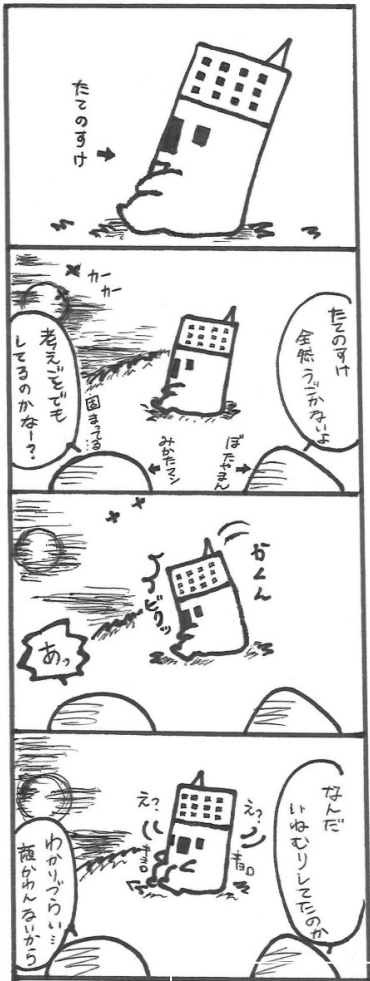


圓入 救済委員 (中村学園大学 准教授)

- ・「数独」などのペンシルパズル
- ・パソコン (PC-8801) のゲーム
- ・友だちとの野球やサッカー



たてのすけ...?



by かなやん

たてのすけのモデル「たてこうやぐら」は、  
約70年前につくられ、石炭を地下から  
地上へ運んでいたんだって。2009年の  
12月に国の重要文化財になったよ。  
たてのすけってすごいんだね!

### 子どもの権利フェスタ

11月20日(日)シーメイトにて  
こどもの権利フェスタがありました。  
たくさんの方にスキッツを知って  
もらうための展示と、魚釣りゲーム  
をしました。ゲームに参加してくれた  
人には、スキッツのキャラクターのし  
おりをプレゼントしました。



たてのすけ

### おしえてみかたマン



Q1: どんな相談でもできますか?

友だちのこと、親やきょうだいのこと、  
先生のこと、自分自身の悩みなど・・・  
どんなことでもできます。  
小さなことでも気軽に話してね。  
子どもに関するのなら、大人の方も  
相談できます。



こどものみかたマン



ほたこ



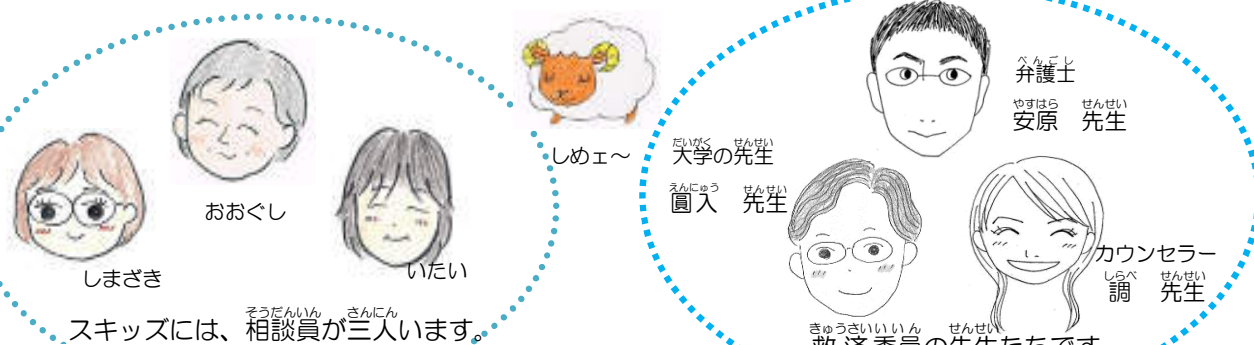
たてのすけ

### 夏休み チャレンジ広場

夏休み、町内の小学校のチャレン  
ジ広場に行きました。スライドやビ  
デオを使って、権利条例のお話や  
スキッツの紹介をしました。  
参加してくれたみんなは、しっかり  
話を聞いてくれ、発表をする子も  
いました。



中学生アンケートの中で、「相談にのってくれる人の写真が見たい」という意見を書いてくれた人がいました。  
写真は無いけど、イラストでスキッツのメンバーを紹介します。



スキッツには、相談員が三人います。  
みなさんのお話をきいてどうしたらいいか一緒に考えます。  
みなさんの悩みを解決するお手伝いをします。

シーメイトの相談室に会いに来てみてくださいね。相談がない時間は、スキッツで遊ぶこともできます。

# スキッツ便り

志免町子どもの権利相談室

VOL.16  
H28.12

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

【開室日時】 火・木 13:00~19:00 土 10:00~17:00 祝日はお休みです

0120-928-379(相談専用)

\*\*\*\*\*

# 平成28年度 中学生アンケート結果

平成28年9月実施 回答人数 1218人

\*\*\*\*\*

ご協力ありがとうございました。

## ～記述回答の質問にお答えします～



• **だれでも気軽に相談できますか？**

志免町に関係ある子どものことなら、だれでも相談できます。  
苦しいとき、困っているとき、だれかと話したいとき・・・  
小さなことでもお話を聞かせてください。

• **本当にひみつをまもるんですか？**

あなたのひみつは守ります。  
名前をいわなくても相談できます。  
話をしたことで、あなたが困ったことにならないように、  
ちゃんと気をつけます。だから心配しないで、そしてどうか  
勇気を出して、私たちに教えてくださいね。

• **お金はかかるんですか？**

相談は無料です。  
電話もフリーダイヤルだから、お金はかかりません。

• **友達が落ち込んでいる時になんて声をかければいいですか？**

• **好きな人がいる時、どうしたらいいですか？**

どちらも難しい問題ですね。どうしたらいいか一緒に  
考えたいので、あなたの話をじっくり聞かせてください。

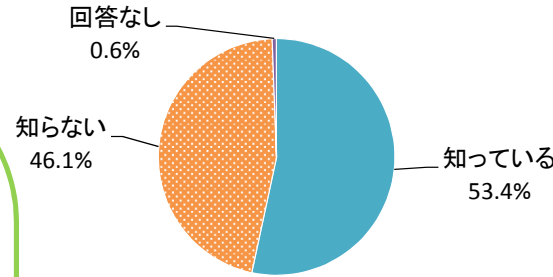


53.4%の中学生がスキッツを「知っている」と答えています。

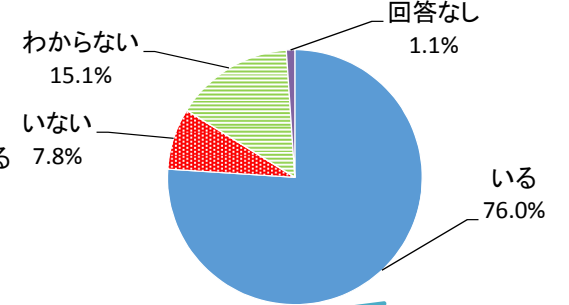


相談相手がいる人は全体の76.0%です。

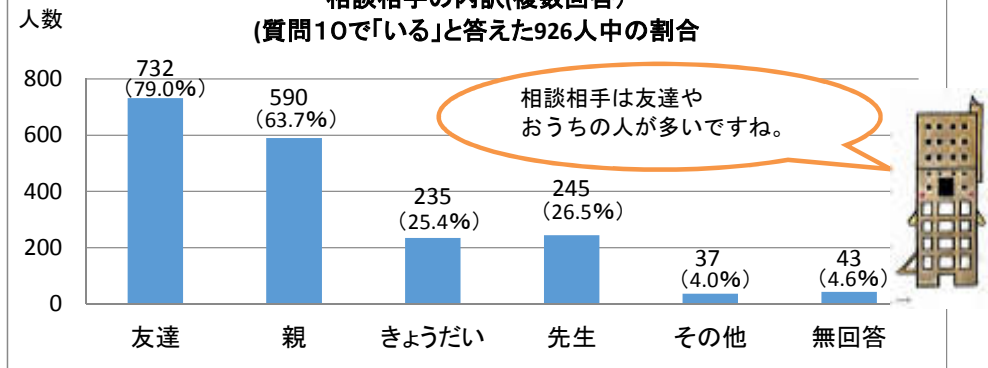
質問3:「志免町子どもの権利相談室 SK'S(スキッツ)」を知っていますか？



質問11:あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？



相談相手の内訳(複数回答)  
(質問10で「いる」と答えた926人中の割合)



相談相手は友達や  
おうちの人が多いですね。



相談相手が「いる」という人は心強いですね。  
悩みはひとりでかかえこまないで、だれかに話すことが大切です。  
すっきりと気持ちが整理できたりします。  
もしも誰にも話せなくて困ったとき、「志免町にはスキッツもある」ということを思い出してもらえるとうれしいな…と思います。

志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時  
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時  
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1  
志免町総合福祉施設シーメイト内  
TEL : 092 - 935 - 1750